

法曹養成制度検討会議

第 11 回会議 議事録

第1 日 時 平成25年3月27日（水）自 午後 1時04分
至 午後 4時02分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 中間取りまとめに向けた意見交換
- 3 次回の予定
- 4 閉会

第4 出席委員等 佐々木座長、坂本総務副大臣、後藤法務副大臣、山口財務副大臣、文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理）、伊藤委員、井上委員、岡田委員、翁委員、鎌田委員、清原委員、久保委員、国分委員、田島委員、田中委員、南雲委員、萩原委員、丸島委員、宮脇委員、和田委員、最高裁判所事務総局小林審議官、最高検察庁林オブザーバー、日本弁護士連合会橋本オブザーバー

議事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第11回会議を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 本日もよろしくお願ひ申上げます。

本日は、赤羽経済産業副大臣、それから山口委員が欠席されております。それから、谷川文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。

それでは、資料の説明を事務局からお願ひいたします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしている資料は2点ございます。資料1は、中間的取りまとめの座長試案です。資料2は、和田委員提出の意見書です。また、前回と同様、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

本日と次回の会議におきまして、中間取りまとめに向けて、法曹有資格者の活動領域の在り方や法曹人口の在り方、法曹養成制度の在り方につきまして、各論点の全体協議を行いたいと思っております。前回の会議の最後に申し上げたとおり、これまでの議論を踏まえて、座長試案というべきものを作成いたしました。委員の皆様には事前にお配りしているかと思いますが、まず事務局から簡単に内容の説明をお願いします。

○松並官房付 それでは、中間取りまとめに向けた座長試案につきまして、事務局のほうから御説明させていただきます。

まず初めに、1ページの「はじめに」の部分ですが、司法制度改革が目指した理念や、そのために掲げられた法曹人口拡大の目標、新しい法曹養成制度について説明した上で、新しい法曹養成制度の導入後の状況について、様々な問題点が指摘されていることを踏まえ、これまで検討してきた状況について記載しております。

次に、3ページを御覧ください。ここからは、論点ごとに四角い枠囲みの中に要点を記載しておりますので、この部分に沿って御説明いたします。

「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」については、活動領域は広がりつつものの、その広がりがいまだ限定的であると言わざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るための取組が必要であるとして、二つ目の○以降で、企業、地方自治体、海外展開等、個別の分野について検討結果が記載しております。

次に、6ページ、「第2 法曹人口の在り方」についての部分を御覧ください。まず、一つ目の○では、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、今後も法曹人口を増加させる必要があることに変わりはないとした上で、二つ目の○で、現在の状況に鑑みれば、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとして、現状においては、このような数値目標は設けないものとすることが相当であるとされております。その上で、三つ目の○で、今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、検討していく必要があるとされております。

次に、8ページからですが、法曹養成制度の在り方についての論点です。まず、「1 法曹養成制度の理念と現状」について御説明します。

「プロセスとしての法曹養成」については、一つ目の〇で、「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果がいかされず、志願者全体の質の低下を招くおそれがあるとした上で、二つ目の〇で、「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、法科大学院の定員削減や統廃合等の組織見直しや教育の質の向上についての方策を探る必要があるとされております。

9ページの「（2）法曹志望者の減少、法曹の多様性の確保」については、一つ目の〇で、法曹志願者が減少している原因について、司法試験合格状況や修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあると捉えられていることが原因であると整理され、また、このことは、多様な人材の確保が困難となっている要因としても当てはまるとしてしております。その上で、二つ目の〇で、このような要因を可能な限り解消して法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため、司法試験の合格率の上昇に資するような観点から、具体的な方策を講ずる必要があるとされております。

次に、10ページの「（3）法曹養成課程における経済的支援」については、一つ目の〇で法科大学院生について、二つ目の〇で司法修習生について整理されております。法科大学院生に対する支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされており、引き続き継続していく必要があるとされております。司法修習生につきましては、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置づけを踏まえつつ、よりよい法曹養成という観点から、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要があるとされております。

次に、12ページを御覧ください。「法科大学院について」の項目でございます。まず、一つ目から四つ目の〇において、法科大学院が目指すべき姿や、今後の定員削減、統廃合の検討における視点などが整理されております。一つ目の〇では、法科大学院の目指すべき姿として、修了者のうち相当程度（例えば7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められるとされております。そして、二つ目の〇では、教育状況に課題がある法科大学院については、定員削減や統廃合などの組織見直しを進める必要があることが示され、四つ目の〇では、法科大学院がこれまで法曹有資格者を輩出してきた教育力は評価でき、今後の統廃合や定員の在り方の検討においては、まずはこれを踏まえて検討すべきとされております。

その上で、五つ目の〇からは、定員削減や統廃合等の方策について整理されております。五つ目の〇では、法科大学院の入学定員について、教育力に比して定員が過大となっている法科大学院があり、また法科大学院全体としても定員が過大となっていることから、入学定員と実入学者数との差を埋めていくようにするなどして、教育上適正な規模となるように、改善策を検討・実施すべきなどとされております。その上で、六つ目の〇では、法科大学院の教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院については、自主的な組織見直しを促進するための公的支援の見直しを更に強化すべきである、また人的支援、つまり裁判官や検察官を法科大学院の教員として派遣することについても見直すべきとさ

れています。さらに、最後の〇では、このような公的支援見直しの方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、新たに法的措置を探ることについても、更に検討する必要があるとされております。

次に、14ページの下のほうからは、法学未修者の教育についての論点です。一つ目の〇では、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指すとともに、2年次から3年次への進級においても、到達度判定の仕組みの導入を検討すべきとされ、二つ目の〇では、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みも検討すべきとされております。

次に、16ページからは、司法試験についてです。まず、受験回数制限については、受験回数制限の制度自体は維持した上で、その制限を一定程度緩和することが適当かどうかを更に検討するものとしています。

また、方式・内容等については、受験者の負担軽減などを考慮し、試験科目の削減を行うことを考えるとされております。

次に、予備試験制度については、制度の実施後間もないことから、今後、必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを改めて検討すべきとされております。

次に、19ページからは、司法修習についてです。（1）では、法科大学院教育との連携の更なる強化に向けた検討を行うこととされ、（2）で、司法修習の内容については、法曹が幅広い領域で活動することを更に促進するため、選択型実務修習の充実に引き続き努力すべきとされております。

最後に、21ページの継続教育につきましては、弁護士会の取組を更に進めるとともに、法科大学院においても必要な協力をを行うことを検討すべきとされ、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待されるとされております。

以上でございます。

○佐々木座長　ありがとうございました。

この試案につきましては、今後の進め方を考えますと、これまで本会議として相当議論を重ねてきたという経緯もあり、ある程度、意見の集約状況を踏まえながら、一定の方向性を示して、パブリックコメントに付するのが適當ではないかということを前回の最後に申し上げたところでありますて、そのような観点に従って、ただいまのような形にさせていただいたところでございます。恐縮ですが、これをもとに議論をさせていただきたいと思います。

そこで、論点項目の第1から順に議論を進めていきたいと思いますが、論点によっては別の論点との関連の深い部分もありますので、そのような場合は適宜関連する論点にも話を移していただく必要もあるかと思っております。それと、今日は、全体について、これを全部議論する必要があるものですから、そういう観点で御発言につきましては簡にして要を得た形で行ってくださるよう御協力をお願いしたいと思います。そうしませんと、次回の準備作業ができなくなるものですから、よろしくお願ひいたします。

そこで、まず「はじめに」がありますが、これは総論的内容となっておりますので、私としては最後に議論をしていただきたいと思うわけであります。そこで、いきなりですけれども、「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」についてから入りたいと思います。

この試案につきまして、何かコメント、御意見等ございましたら、お願ひしたいと思います。

国分委員。

○国分委員 座長から「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」についての発言をとのことです、私は中間取りまとめを読んでの総論的な感想を述べさせていただきたいと思います。

「更に」、「改めて検討」、「更に見直しを促進」あるいは「期待される」という表現が多く、具体的なものが余り見えてこないのです。敢えて具体的なものは何かといいますと、3,000名の目標の取り下げ、それから文部科学省が出してきていたる未修者に対する到達度確認試験、これら二つしかないです。これまでに検討してきて更に検討、検討というのだと、検討会議は何をしていたのだと言われるのではないか、これが私の危惧するところです。

○佐々木座長 それでは、第1につきまして何かございませんでしょうか。それでは、清原さんと南雲さんにお願いします。どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。法曹有資格者の活動領域の在り方については、本検討会議と連携して、自治体あるいは企業等について、具体的な事例に基づいて検討がなされ、先頃報告書についてもこの会議で報告されました。したがいまして、この記述の仕方でございますが、例えば自治体の場合ですと、「共同で法曹有資格者を採用する方法」とか、「法テラスの常勤弁護士の研修派遣制度」とか、「自治体による法科大学院生のエクスターんシップ受入れ」などの具体的な取組も少し方向性として記述していただくということもあり得るのではないか。あるいは、企業でありますと、これから国際的な状況では、今議論されているTPPの動向などによって海外から日本に参入するところもあるでしょうし、またもちろん言うまでもなく日本から海外へ行くケースもあるでしょうから、そういう意味でそうしたもの記述をもう少し具体的にしてはどうかなと思います。

それから、前回も申し上げたのですが、この活動領域の方向性というものが拡充されていきませんと、法曹有資格者の現在の就職難ということも改善されませんし、これまでの課題も残りますので、このところは格別に注力すべき領域だと思います。したがって、法務省あるいは日弁連の皆さん、最高裁判所の皆さん、またもちろん法科大学院の皆様とも引き続き連携した「活動領域の拡充のための組織」が不可欠だと思いまして、こうした組織が必要であるということを明示していただければありがたいと思います。

なお、これは全体を通してなのですが、国分委員も今おっしゃったのですが、「更に検討する」ということがあるのは、私はある意味、この議論をしていったときに当然残り得る余地だと思うんです。かなり具体的なものを入れなければいけないんですが、しかし、「今後更なる検討を必要とする」という記述の箇所はあり得るとも思っています。そうであるならば、これはひょっとしたら、全体を通して御議論いただいた後、最後に提案すべきことで、ちょっと時期尚早かもしれませんけれども、私は、今回のこの検討会議の取りまとめをした後、必ずそれを実施する体制あるいは検証する体制というのが不可欠になってくるはずだと思います。もちろん、検討すべきものは残りますけれども、一つの例を挙げますと、ちょっと先取りして申し訳ないんですけども、「司法試験委員会において、

現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される」と17ページにあります。このように、「今後更なる検討を必要とする」という場合、例えば司法試験委員会であれば、その委員会の下に検証体制を用意することができるかもしれませんけれども、全般にわたってある程度の方向性を示しつつも、例えば法曹人口のことについても、あるいは、特に法曹有資格者の活動領域の在り方についても、今後「推進していく体制」、「実施していく体制」というのは大いに必要だと思いますので、随所に書くのか、あるいは最終的に「第4 今後の推進体制」といった章を用意していただきて、その中に書くのがふさわしいのかは、座長にまた御検討いただければと思いますが、この「法曹有資格者の活動領域の在り方を今後拡充していくときの横断的な連携」が必要であるということを明記していただくとともに、ちょっと関連して、その他についても、「今後の実施体制・検証体制の必要性」をいずれかのところに総合的に明記していただければありがたいと思います。以上です。

○佐々木座長 では、南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 ありがとうございます。この取りまとめを行う場合に、これから法曹を志す者にとって、将来不安を払拭することなり、質・量ともに豊かな法曹を養成していくという司法制度改革の理念の実現に寄与するものとなるようなメッセージ等をしなければならないのだろうと思っております。その場合に、この活動領域のところの文章を見ると、企業や地方自治体、法テラス等が果たすべき取組については触れておりますが、国として何をするかという論点が抜けているのではないかという気がいたします。

また、全体的に、先ほど委員の方も言われておりましたけれども、本検討会議において一定の結論を出すべきものと、中期的に今後も検討を加えていくものとを併記しているため、解決への時間軸が不明瞭であると思います。

また、前回の会議でも申し上げましたけれども、法曹養成制度について課題解決に向き合うためには、関係機関が連携して具体的な施策を実行するための常設会議を設置するなどの方策が必要であるとともに、政治的なリーダーシップも重要であると思います。この中間取りまとめが法曹を志す者にとってプラスのメッセージとなるような点についても触れるべきではないかと考えております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ほかに。それでは、田島さん、丸島さん、宮脇さん、お願いします。どうぞ。

○田島委員 活動領域の拡大についてはいろいろ議論したところです。この中に私どもが関係しております罪を犯した障害者・高齢者の再犯防止の問題を解決する策として、社会復帰等に果たす弁護士の法的支援というのを入れていただきまして、本当にありがとうございました。ここは、領域拡大がどうのこうのという前に、本当に我々が困っていますのは、罪を犯す障害者あるいは高齢者の人たちが本当にひどい状態におられるということがわかつきました。そこに関わっていただいている法曹三者の方がほとんど判決で一件落着といったところがあります。実は判決が下った後にいろいろな問題が起こっているのですけれども、そこにはずっと見守っていただく法律の専門家がほとんどいない。それがゆえに、我々福祉側が社会の中で受け止めようとしても、様々な法的な問題の解決に非常に手こづっているんです。そういう面で、こうやって領域拡大ということになっていますけれども、実際はそういう再犯を繰り返して非常に苦しんでおられる人たちを救うという意味からも、

こういうものをしっかりと検討していただければありがたい。

ただ、これはきちんとした財政的な裏づけを持ってやらないと、今は弁護士さんたちがほとんどボランティアでやっていただいているんです。ボランティアですから、横に広がらない。これは、特に国選弁護人などをされた方が再犯防止活動に向けた活動を一生懸命やっていただいているのです。そこは弁護報酬支払いの対象とするようなものを検討いただければありがたいと思います。そうやって実のある検討をしないと、これが望ましいとか、こうすべきだと言っただけでは、実は領域拡大にはなかなかつながらないと思います。是非更に議論を深めて、具体的な策を作っていただきますようにお願いしたいと思います。

○佐々木座長 丸島さん。

○丸島委員 各委員が述べられたことと重なりますが、活動領域拡大の部分の取りまとめ案は、これを一読したところ、「法曹有資格者の役割・有用性の周知」、「法曹有資格者等の意識改革」といったことが多く記述されています。10年前に法曹の活動領域の拡大ということが司法制度改革全体の中で位置づけられて議論されました。現状は、少しずつ進んでいるところはあるものの、全体としては大きな進展がみられない。それはなぜなのかということについては、それぞれに原因があるわけとして、それについて、今、各委員が述べられたとおりに、全体的、総合的、包括的にこれを検証しフォローアップする場がないということが、今10年経っても同じような議論がされているという現状になっているのだと思います。本当にこの社会にとって、法曹の活動領域の拡大がどのような分野で、どのように必要であり、そのためにどのような仕組みあるいは財政措置を含めた制度が必要なのかということを本格的にきちんと議論することが必要であり、そのスタートとするメッセージがなければいけないと思います。その意味で、現段階の状況はこの程度だということなのかも分かりませんが、この取組みをフォローアップし、促進し後押しする機関、仕組みを設けることを是非書き込む必要があるのではないかと思います。

それからもう1点、これはフォーラム以来繰り返し申し上げてきましたけれども、法曹、とりわけ弁護士の役割について、基本的には当事者主義的な訴訟構造の中で、精力的に訴訟活動などの職務に当たり、そのことを通じて国民の権利利益を擁護するということが大きな基本的使命とされています。活動領域の拡大の議論は、裁判関連以外の分野の議論がどうしても中心となるのですが、この間再三指摘されていますように、日本の裁判件数はそれほど増えているわけでもなく、そのような事実に表れているとおり、司法機能の強化や役割の増大を実現するためにどのような施策を探るべきかということも法曹の活動領域論にあたっては極めて重要なテーマでありますので、その点をきちんと踏まえて今後そうした分野での活動の拡充という方向性をここでも明確にすべきではないかと思います。

○佐々木座長 宮脇委員、どうぞ。

○宮脇委員 簡単にします。意見としてはほぼ同じでして、私も地方自治体の検討に加わった観点からいうと、反省しているのですけれども、潜在的にあるとか、こういう可能性があるというのは、恐らく10年前でも同じような観点の議論がされているからこそ司法制度改革の中で領域を広げていきましょうということがあったわけで、その繰り返しということになると、失われた10年といった話になってしまふ。ということは、今御意見がありましたように、制度設計のための仕組みということをきちんと議論できる場を作って、これを具体化するための国の役割とは何なのか、地方の制度設計とは何なのかということ

に踏み込んで議論するのだという担保というものをこの中に書き込まないと、また同じようなことで議論していて一向に進んでいませんねということになりますので、その点は是非お願いしたいと思います。以上です。

○佐々木座長 清原委員や宮脇委員その他の方からお話をありました。全体として、これからこの非常に大きな課題にどういう体制で取り組むかということについては、私としましては、パブコメを経た上で、最後の段階で皆さんに議論してもらいたいなと思っているところでありますので、「検討する」が多過ぎるとか、いろいろ御批判はあるのですが、そういう意味ではちょっと工程表的な議論がもしあれば、今回是非事前に聞かせていただきたい。これからいろいろな項目につきましても、もしあれば、それも入れた格好でどのぐらいのスケールの議論ができるかはちょっとやってみないとわからないんですけども、いずれにしましても言いつ放しでは済まないという認識は委員各位に共通していると思いますので、どの範囲でどの程度どのぐらいの形のものを考えるのかということもございますので、そういうものを考える材料になるような御発言をいろいろいただければ。ですから、設けること自体についての御発言はもう繰り返さなくてもいいんです。ただし、これをいつまでとかという話があれば、それはできればしてもらうと、具体的にそういうステップを刻んだイメージを作っていく上では大変参考にさせていただけることが多いのではないかということなんです。最初に申し上げればよかったですけれども、そういう観点で御発言をいただければと思います。

そういうことで、有資格者の活動領域についても、各人独自の観点はありますけれども、そういう観点からの取組の必要性についてのお話をいただいたと思っておりますが、ほかにここについて、どうでしょうか。それでは、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 簡単にします。フォーラムの段階から私はずっと言ってきたのですけれども、余り取り上げられなかつたのですが、法テラスの問題をここに入れていただいたのは非常にいいことだと思っています。

それからもう一つは、今、田島委員もおっしゃいましたけれども、弁護士による再犯防止に向けた活動を後押しすることは大事だろうと思います。そのためには、新たな制度を設けるなどして、システムとしてきちんと財政的な裏づけのあるような形でやるのだといったことを明らかにできるのであれば、したほうがいいのではないかと思います。

○佐々木座長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 たくさんの方々の意見とほとんど同じですが、先ほど、それぞれの関係部門が拡大について努力していくのだと、これはそのとおりなんですが、その中で、国の役割は一体何なのかというご発言がありました。私も全くそのとおりの考えで、国は一体何をすべきなのか、国に何をしてもらうべきかということをもう少し詰めていく必要があるのだろうということが1点です。

それから、この活動領域の拡大について、一つ本質的な問題があるのは、いろいろな領域で関係者が努力するにしても、有資格者の意識と、有資格者を必要としているところの意識にミスマッチがあるのではないか。例えば、地方にもっと弁護士を配置したいと言つても、一極集中というか、いろいろな意味で大都会への集中が進んでいる中で、「あなたは地方へ行けばこんな仕事があるのではないか」と言ったところで、なかなかそっちへ出でていかない。法テラスがあるではないか、福祉の領域があるではないか、あるいはこうい

うニーズがあると幾ら言ったところで、有資格者の意識がそっちへ向いてくれないことはどうしようもない。そうすると、後ろのほうに意識改革が必要だということはさらっと書いてあるのですけれども、意識改革を一体全体どうやっていくのか。単に有資格者を教育するというだけではなくて、有資格者の意識をそちらに振り向けていく具体的な方策を立てて実行していかない限り、なかなか拡大できないのではないかという感じです。具体的な方策を持って言っているわけではないんですけども、言いつ放しで終わっていても駄目だということを感じております。以上です。

○佐々木座長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 2点だけ、簡単に申し上げます。一つは、国の役割という御指摘がありましたけれども、国が全体をどうコントロールするかということのほかに、ここに、実際の法曹有資格者の活動領域として、企業、地方自治体はあるけれども、国がないというのはおかしいし、現実にも国家公務員の中に有資格者はいますし、それから行政府だけではなくて、立法府でも、議員だけではなくて、政策秘書、私設秘書を含めて今20人ぐらい有資格者がいるということを伺っていますけれども、これも、アメリカなどと比べれば、立法スタッフに法曹有資格者がもっともっとたくさん議員の周りにいるような状況も想定されていたことだろうと思いますので、できればそういう側面も書き込んでもらいたい。

それからもう1点は、この項目からはタイトルからして外れますし、そもそもこの会議のミッションから外れるのかもしれませんけれども、後に出てきますように、法科大学院を出た人の7~8割は合格させろというのですが、2~3割はどうするのかという話も非常に重要であります。それから、隣接職種との関係も重要で、この後の構想の中では、法曹が、言わばアメリカ型の法曹像ではなくて、法律実務家の中の頂点にある限られた人たちが法曹なんだという路線を打ち出すように見えるわけですから、そうなると、それ以外の隣接職種はどうなるか。あるいは、法務博士を取って一定の法律実務能力を持っているけれども、法曹資格のない人々はどこに行くのか。これを見通した議論をしないと、通れば天国、落ちれば地獄のような道に若者を呼び込もうとしてもなかなか難しいのではないかとも思います。これをこの中に入れることはちょっと難しいかもしれませんけれども、あえて発言だけはさせていただこうと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、この調子でいきますと、今日は何時まで掛かるかよくわからないんですけれども、それも問題の多さの然らしめるところですが、時間のことは適宜私なりの判断で運営していきます。そこで、次に「第2 今後の法曹人口の在り方」についての御発言をお願いしたいと思います。ただ、この議論は、ほかのところもいろいろ絡むものですから、できれば、これはこれ、これはこれとやらないで、例えば、以下の論点も一緒に議論してもらったほうがいいのではないかと思うものに、12ページの「法科大学院について」の教育うんぬんという項目、それから司法試験に関わる方式・内容、合格基準、これも法科大学院とかなり連動するような課題でございますが、こういった問題も含めて、人口の問題ももちろん議論していただきたいと思うんですけども、この際ここで御発言いただいたほうが、大きな山を早く越えることができて、座長としてはありがたいという感じもありますし、皆さんのお時間もあると思いますので、そこまで広げて議論されても結構だという含みで、人口の問題から入っていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょう

か。

それでは、久保委員、どうぞ。

○久保委員 最初に発言する内容かどうかはちょっと自信がないんですけれども、法曹人口論の冒頭の四角の中を要約しますと、法曹人口は引き続き増加させる必要はあるが、法曹養成制度を取り巻く状況を見ると、司法試験の年間合格者数3,000人は現実性を欠くから取り下げる、今後はその都度検討するといった内容かと思います。この全体の現状認識については賛成なんですが、司法制度改革の象徴的な数字でもあった3,000人を取り下げる、今後はその都度検討するというのでは、多くの国民は、あの司法制度改革審議会当時の、「社会の医師となる」といったような高い理想はどこにいったのかと、いささか肩すかしを食らったような印象を受けるのではないかと危惧するわけです。その原因は、3,000人に代わる新たな方向性とか具体的な方策が明確でないというところにあるのではないかと思います。そこで、どこか適当な場所に次のような趣旨のものを書き込んではいかがかなと思うわけです。

つまり、その内容ですが、「今後とも司法制度改革への取組を強化して、質・量ともに豊かな法曹の養成という理念の下で、改めて法曹志願者の増加と多様性の確保に努力すること、そのために、多くの課題を抱える法科大学院改革を急いで、プロセスとしての法曹養成制度を立て直していく」といった趣旨です。これらは8ページの第3以下の各項目の中には書かれているので、蛇足と言わればそれまでですけれども、3,000人を取り下げる代わりに、改革を目指す決意を改めて示すという意味でも、ここで総論的に顔を出しておいてはどうかという感じがしております。以上です。

○佐々木座長 どうぞ、ほかに。それでは、先に手を挙げられた人、萩原さん、どうぞ。それと国分さんですか。山口さんは何時までいいのですか。

○山口委員 あと5、6分です。

○佐々木座長 5、6分。それでは、萩原さんの後は山口さんに。

○萩原委員 ありがとうございます。それでは、私も6ページの四角内の基本的な方向づけについてはこのとおりでいいだろうと思いますが、「今後の法曹人口の在り方」の部分についてですけれども、この下のほうの「問題の所在」、「検討の結果」もあわせて読ませていただきますと、ある意味では現状の合格者のレベル、2,000～2,100人を念頭に置いて、あるいはそれを前提として今後の状況を勘案して、全体として法曹人口を増加させることを目指しているといった趣旨に読み取れるのです。仮にそのように読み取ることに誤解がないとすれば、現状レベルの2,000人～2,100人でも、これは随所に指摘されておりますが、相当程度の合格者が就職に苦しんでいるという実態があることを考えますと、当面、現行レベルから相当数削減したベースをまず作って、そこから将来の状況によって増やしていくという考え方もあるのではないか。したがって、先ほど座長のお話で、この取りまとめでは全体を集約して一つの方向性をということですけれども、ここは当面のレベルをどこに持っていくかということについて、2,000人程度のところでスタートするという考え方もありましょうけれども、そこから相当程度削減して、そこを起点にして、将来いろいろな条件が整ったときに増やしていくという意見もあるのではないか。私は、パブコメに付するためには、そのことを明確に示した上で広く意見を聞いて、それを最終的な取りまとめの参考にすべきなのではないかと思います。今のままだ

と、今後という部分は分かるのですが、「その都度検討を行う」の「都度」とはいつのことか、誰が検討するのか、また、当面の合格者のレベルはどうするのかという部分が欠落しているような感じがいたします。

○佐々木座長 それでは、山口副大臣、どうぞ。

○山口委員 すみません、公務で中座しますので、せっかくいい議論になっているのですが、私も財務副大臣として来ておりますので、1点、経済的支援について一言だけ申し上げておきたいのです。中間的取りまとめですか、うまくおまとめいただいたと思うわけありますが、これは、経済的支援につきましては、導入の趣旨とか、貸与制の内容、経緯等々ということから貸与制を継続していくと書いていただいておりますが、そういうことであろうと思っております。同時に、いろいろな現状を考えたときに、修習生の皆さん非常に厳しい状況にあるというのもよくわかっておりますが、この問題につきましても、これだけではなくて、弁護士の就職難というのもありますし、あるいは今御議論いただいております法曹人口、更には法科大学院の在り方、司法試験等の問題等も含めて、全体としてバランスのとれた議論をしながら結論を得ていくということなのだろう。例えば、今、修習に専念をということでアルバイト等は駄目なんですが、その辺も含めながら、全体として、また検討がありますが、更なる検討をしていくということなのかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。すみません。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは、適宜御退席していただいて結構でございます。

それでは、ほかの人から手が挙がっていた。国分さん。

○国分委員 萩原委員とほぼ同じ視点から発言させていただきます。3,000人程度という目標の数値を取り下げますと、法科大学院側に、どれだけ学生を探るかという目安がなくなってしまうわけです。そういうことから、何らかの数字は出すべきではないかという意見です。その際に、2,000とか2,100といった具体的な数字を出すと縛られてしまいますが、例えば曖昧に2,000名前後といった形で表現する必要があるのかなと考えております。そして、この検討会議を出発点とし、現状を認識して新たな出発をしましょうという考え方方が大事であると思います。しかし、状況に応じて増やすこともあるし、減らすこともありますから、曖昧さを残しながら2,000名前後といった表現ではどうでしょうか。

○佐々木座長 ほかに手が挙がっていたのが、それでは清原さん、ついついそっちのほうへ目がいきますが。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長清原です。前回、法曹人口について議論したとき、ちょっと議会の関係で欠席いたしましたので、意見書をお出ししましたが、意見を申し上げます。

私自身、文書では、法曹人口を3,000人とする当初の目標について見直すことを提起した立場です。しかし、今回の中間取りまとめでは、「司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く」という表現がありました。私も、見直したらいいなと思いながら、この表現はやや強いかなという印象を持ちました。すなわち、司法制度改革の歩みの中で、目標数値を3,000人としていただいていたので、約500人から現在の2,000人前後に短期間で到達でき

たということを一定評価しなければいけないのでないかなという思いがあるからです。ただ、その上で、私自身も3,000人という目標を見直してはどうかと申し上げましたのは、就職難とか、あるいは様々課題となっているようなことがあるからでございまして、その点については、3,000人程度とすることについて見直すという方向性については賛同するものの一人でございます。

次に、今回、「司法試験の年間合格者数の数値目標は置かないこととする」とあります。しかしながら、三つ目の〇のところに、「今後、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要等々を勘案しながら、その都度検討を行う」ということで、その辺りはマッチしているわけです。ただ、国分委員がおっしゃいましたけれども、私も自治体として計画行政をしている立場ですと、例えば想定人口を何人にするかというのは、非常に重要な政策形成をしていくときのかなめになるものですから、おぼろげではあれ、何となく、国分委員は2,000前後とおっしゃったのですけれども、何がしかの目安がないと、計画的な取組は難しいと言えます。ただ、「その都度検討を行う」とありますので、一つには、私は今回の会議でも最初に申し上げましたが、「その都度検討する組織を適切に設置する」ということの提案とマッチングするということ。二つ目には、3,000人を目指して、どちらかといえばこれまで急増、急激に増加させるというカーブを描いていたと思うのですが、そうではなくて、いずれ増加するということは今回の中間取りまとめ案の6ページに書いてあるわけです。しかし、急激に増加させるのではなくて、緩やかに増加させるペース、あるいはいろいろな状況を勘案しながら適正さを常に検討していくということで、「急増させていくペースではなくなりますよ」と、そういう意味では、いい意味で現実的に考えていきますよということを明確にして、中間取りまとめ案では今までの方針を改めていくということを明示して、パブリックコメントをいただくのが必要ではないかなと思います。

関連して1点だけ。法科大学院についても少し関連することがあればということで、そうなると、もし3,000人ではなくて2,000人になると、当然、統廃合と定員削減ということが重要な関連性を持ってくるわけです。今回、入学試験・到達度試験・卒業試験等の連関性をより図るために「共通到達度試験」について例示されたのは、極めて重要なと思います。これは、システムも必要ですし、人員も配置しなければいけませんので、この点については国がきちんと財源的な裏づけをしていただいて、整備する必要があると思います。

もう1点。統廃合と定員削減について書かれているのですけれども、幾つかの方向性が例示されているのですけれども、それを明確に分かりやすく例示してみてはいかがかなと思います。法科大学院の関係者の皆様には本当に失礼があるかもしれませんけれども、例えば方向性の一つとして、ここにもありますが、「教育力に比して定員が過大である場合は、実入学者に合わせて定員を削減するパターン」、二つ目には、「実入学者が過少で、教育上適正な規模が維持できない場合は、定員に合わせて実入学者数を増やすように努めるか、むしろ他校との統合を進めるパターン」、3番目に、「大規模校や中規模校の場合も、3,000人ではなくなる方向性になるとすれば、教育の質を向上させ、7~8割の合格率を保障するために教育上適正な規模を再検討する方向性」とか、幾つか考えられるものを例示して差し上げないと、現場でこれまで頑張ってこられた法科大学院の皆様が、

何か今までを否定されたような思いになるのはとても残念で、むしろ前向きに7～8割の合格者を目指して努力していただくような書きぶりにしていただいて、更なる御提案の意見が集まればありがたいなと思います。以上です。

○佐々木座長 では、こちらのほうで手が挙がっていませんでしたか。それでは、宮脇さんと丸島さんにお願いします。

○宮脇委員 私は、今までの議論の中で国分委員の意見に賛成です。2,000という数字がどうかというのにはありますけれども、目標を立てるというのは、それを達成するということと同時に、政策の成果を測るというものがあるわけで、大学のいろいろな改革をしていく場合に、それをどうやっていくのか、どこまで達成しているのかということをきちんと測っていかなければいけない。「その都度検討する」とあるのですけれども、それはそれでいいのですが、検討するときの物差しが何なのかということが統一されていないと、恐らくその都度の結論というのが変わってきてしまう可能性があると思います。したがって、そもそも3,000人が非現実的であると判断できたのも、3,000人という目標数値があったからであって、そういうことから考えれば、私は一定の数値目標というもの、目標というかどうかは別としましても、そういうコントロールをするべきものが必要になると思います。

それから、関連してもう1点だけ。12ページ目のところで、今、清原委員が言われた点に関連することなんですけれども、私は基本的に、五つ目の〇のところにありますように、入学定員と実入学者数との差を埋めていくといったことについては賛成です。それから、最後の〇なんですけれども、いろいろな検証をして努力した結果、最終的に新たな法的措置を探ると、最終的な手段としてそれがあるということは、選択肢としてあると思うんですけども、逆にそこまでのプロセスがきちんとない中で最終的な法的手段だけがあるとすると、そこへ逃げてしまうことがあるわけです。最終的に法的な措置があるので、そこへ逃げてしまって責任転嫁をしてしまうというとちょっと言い過ぎですけれども、そういうことがないように、財政負担を伴っているわけですから、大学の自主的な努力というものがきちんと引き出せるような仕組みをまず設定した上で最終的な結論を設定しておくという意味にここは解釈して、書いていくべきではないかと思います。以上です。

○佐々木座長 丸島さん。

○丸島委員 今後の法曹人口の在り方について、三つの〇がありますが、第1の〇のところは、法曹に対する需要の増加が今後予想され、これに応えるべく、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、法曹人口を引き続き増加させるとされ、これは何気なく読むとそのとおりと思わせられるのでありますが、合格者数を1,500名という主張も2,000名という主張も1,000名という主張もいずれも、法曹人口増加のペースの違いの問題であり、3,000名の目標を、2,000名あるいは1,000名とすることも当面の法曹人口そのものを減らすかのごとき受け止め方もされますが、基本的には増加のテンポが、大幅な急増かならかな漸増かという論点の議論だろうと思います。そういう意味では、先ほど清原委員が言われたとおり、方向性をはっきりさせるということならば、この取りまとめ案の文書中にも書いてあるとおり、現在、大幅な法曹人口増加を早期に図る必要な状況ではないという分析はこのとおりでありますので、その前提に立って漸増ペ

ースに切り替えるのだということを明示すべき必要があるだろうと思います。

それからもう1点。総論について、10年前にも同じように、法曹に対する需要は今後とも増加していくので、法曹人口増加を図るということが書かれました。しかし、先ほども申したことですが、司法制度改革審議会の基本理念にも明確に書いてあるとおり、まずは我が国の司法の機能を強化し、その役割を拡大することを通じて日本の社会のありようを見直すのだということが改革議論のスタートであったわけであります。そのために、これを担う法曹の質・量の拡大という議論をしてきたわけでありまして、この前提となっている司法の機能強化を図る、これは制度の改善改革や、基盤の整備など、様々な課題がありますが、そういう課題について取り組む視点もきちんと書き込むべきところが、欠けています。少なくとも、「このような社会の要請に応えるべく、司法の機能強化を図るとともに、質・量ともに豊かな法曹を」というまとめが原則的な内容とされるべきではないだろうかと思います。

それから、今後の問題についてですが、いろいろ苦労の末書かれていると思うのですが、人口の最後のところに、「将来、3,000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることがあり得ること」と書かれています。これは、3,000人は現実性がないと書いたものだから、またそれについていろいろ取り上げられたりしているものですから、将来あり得るかもしれないと苦労して書かれたのだと思います。しかし、現時点において、これだけ、縷々指摘をして、現状において3,000人を当面の目標とすることは困難だということを書き、その状況をどのように変え得るかという展望もない中で、将来、再び現実性が出てくるというのは、いかにも余事記載というべきことではなかろうかと思います。

そしてもう1点、当面の問題ですが、この段階で当面の数値目標をどうするのか、これは司法試験委員会の判断とも関わりますが、合格者数をどうするかということはなかなか決めがたい問題だというのがこの間の検討会議での経過であったのではないかと思います。前回も申し上げたように、要するに、法科大学院の実入学者数が今年、これは4,5月になつてみると分かりませんが、とにかく3,000名をかなり切ることは明らかだというときに、合格者数2,000と言つてみたところで、そこを切るのは必至だろうと関係者は思っているのではないでしょうか。そのときに、少なくとも司法試験委員会を縛るような形での目標ということはできないのだろうと思います。

それともう一つは、3,000人が現実性を欠くという理由がいろいろ出ています。訴訟件数や相談件数、法廷外の活動領域の拡大が伸びていないこと、これらの現在の状況は将来の3,000人のみならず、現在の2,000人も状況は困難だということも同時に示しているわけでありまして、その中で当面2,000人が目標だということは、現状の検討会議の認識からして結論として無理だろうと思います。したがって、これは後に書いてありますが、法科大学院の定員管理あるいは予備試験の数の管理ということを含めて、これらの定員をどういう社会的要請との関係で、どのような政策目標をたてて今後やっていくのかということをきちんと書くべきであつて、その時々の定員と実入学者の中で、高い水準の合格率を確保するような教育を行えば、おのずから一定規模の合格者が出てきますし、その中で計画的な数字というのは見えてくる話だろうと思います。今、この段階で、法曹養成制度の現状は非常に不安定な状況です。少なくとも、法科大学院の適正規模化を

図り、コンパクトにし、その内容を充実させ、法科大学院制度を安定化させるということに最大限の努力をすることに集中するこの2、3年だと思います。これが数年たって安定飛行に移ることができた上で、その後の様々な発展の方向というものをその先に考えていく。大体このようなイメージ感で捉えていくべきではないかと思います。

あとは、法科大学院のことに若干触れますが、結局、実入学者に即した定員へと削減を図るということと、先ほど申し上げましたけれども、大規模校、中小規模校についても、教育上適正な規模とする方向で適切な定員削減も考えていただくということが必要であるだろうと思います。それから、合格率7～8割と言いますが、この会議で何度も指摘されたとおり、有力な大規模校は7～8割で満足してよいわけではなくて、9割やそれ以上の高い合格水準を確保するような教育をすべきであり、もっと低いところも一杯あるわけですから、そういう水準を目指すべきだと思いますし、大規模校でも大量の不合格者が出ている状況は芳しくないだろうと思います。

それから、新たな法令上の措置について、ここに書いてあるのは、「自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合」、その後、「新たに法的措置を設けることについても、更に検討する」。つまり、この数年間自主的な試みをやって、うまくいかない場合には、そこから法的措置を検討するという立て付けになっていると見えます。これは、世の中から見ると、当面そのままいくのかと見えてしまうと私は思います。少なくとも、直ちに法的措置を探るかどうかの議論はまだあると思いますが、法令上の措置というものについて、どういう制度であるべきか、可能なのか、どういう問題点があるのかということについては、同時並行的に今から検討しないといけないのではないかと思う。自主的見直しがうまくいかなったときにということでは、これは余りにも時間感覚としてずれているのではないかと思う。先ほど申し上げた法科大学院をこの数年以内にきちんと適正軌道に乗せるというイメージからも外れる話ではないかと思います。そういう意味で、新たな法令上の措置を設けることについても検討するということを同時並行的に進めていただきたい。そしてあわせて、この検討会議でもしばしば指摘されてきましたが、各地域の法科大学院の地域適正配置あるいは多様性確保のための夜間法科大学院の確保ということについては、この文章の最後には、新たな法令上の措置を検討するに当たっては、地域的配置や夜間開講等についても配慮するとされている、つまり後の法令上の措置の検討のときの考慮事項になっているのです。しかし、これもおかしいのでありますて、今、現状において、地域の法科大学院あるいは夜間の法科大学院について、どのような配慮や支援をするのかということを同時並行的に検討すべきであると思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。ほかにこの人口について。それでは、先ず翁委員、それから井上委員。

○翁委員 法曹人口につきましては、私はこの四角の中に書いてある内容でいいと思っておりまして、基本的には数値目標は定めないとことでいいと思っております。ただ、念頭に置くのは2,000人前後ということから議論を出発させて、最後の○のところでいろいろな要素をこれから考えていくのだろうと思っております。ただ、先ほど丸島委員からも御紹介がありましたように、ロースクールへの入学者数とか、かなり不安定な状況が続くだろうということである以上、法曹としての質を確保できるということを重点的に、

毎年、あえて2,000人とか、そういうことを確保するがゆえに法曹の質が大きく異なってしまうということがないように、よく配意してこの問題を考えていく必要があるのでないかと考えております。

これに関連して法科大学院につきまして、相当程度の7~8割の方が司法試験に合格できるように充実した教育を行うことが求められるということはそのとおりだと思うのですけれども、恐らく累積で7~8割ということを今念頭に置いていると思うのですけれども、私は、もう少し教育を充実させていくことによって、この7~8割をもう少し上に上げていくということを目指す必要があるのではないかと思っています。ですから、基本的に修了者はほとんどの人が司法試験に合格できるように、そういったコストをかけて長い期間をやるという制度を作っている以上、そういう方向を目指すという目標を持っていったほうがいいのではないかと思っております。その点で、12ページの最後の〇になりますけれども、自主的な組織見直しに加えて法的な措置を設けることについても、今からどういうことをやっていくかということをできるだけ早目に検討していくということが求められるのではないかと思っております。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。それでは、井上委員、お願ひします。

○井上委員 数値目標について、この文章で、当初の合格者を3,000人程度とするということが現段階では現実性を欠くとされているのは、多くの方が言われたことですし、実際2,000人を少し上回る数字で推移しているということから、それはそうなのだろうと思います。ただ、目標値を取り扱ってしまった場合にどうなるのか。新たな政策目標を立てないと、方向性を持った制度整備ができないのではないかと国分委員が言られたことも、その限りではそうだと思いますけれども、そのような目標値をかっちりした数字で示せるのか、あるいは示すことが適切なのかといいますと、丸島委員が指摘されたように、司法試験の資格試験としての性質と整合するのかという問題があつて、人為的に合格者数を設定するのは、少なくとも現在の司法試験の在り方からすると、難しい立て付けになっているわけです。これまでの3,000人というのも、あくまで、そこまで高めていこうという目標であつて、司法試験委員会をきつく拘束するというものではありませんでした。その意味では丸島委員が言われるとおりなのですが、ただ、他方で、3,000人目標を取り扱って何もない状態となると、どんどん底が下がっていしまわないかというおそれも、教育をし修了生を送り出している側からするとあることも確かです。

その意味では、前から申し上げているのですけれども、現行の司法試験が資格試験であるということを前提にしながらも、現状で2,000人強の合格者を出しているという事実は事実として踏まえなければならないだろう。それは目標ではないかも知れないのですけれども、現実として、資格試験においてそれだけの合格者が出ていている。現行の司法試験を前提にしても、それだけの数、能力があると認められるべき人が出ているのに、それを今度は、人為的に合格者数を限定することにより、その数を上回る人達について資格を取れなくするというのは適切ではないと思うのです。ですから、2,000人強合格しているということは事実の問題として出発点にすべきだろうと思います。この文章の中でどこまで書けるかは別としてですね。

もう一つ、就職難等を理由に下方修正すべきであるという御意見がありましたけれども、それを先行させ、その数に合わせて定員を見直せという議論は不適切ではないかと思いま

す。というのも、3,000人という目標が掲げられたのを前提として、各法科大学院とも現在の定員設定をしたはずなので、その各校の定員設定がそのような前提からしても合理的なものであったかどうかは疑問とする余地があるとしても、その目標値をいきなり切り下げる、法科大学院の方がそれに合わせて定員を削減しろというのは、余り適切ではない。それよりむしろ、先ほどどなたかが触れられたように、現実に実入学者がどんどん減ってきており、教育力の問題もあって、既にかなり厳しく定員の見直しを迫ってきて、そういう動きがかなり顕著になってきているわけですから、その方向を促進させることをまず先行させるべきではないかと思います。その上で、司法試験の問題も当然検討しなければならないのですから、それらを踏まえて、全体の人口の在り方を見定めていくというのが、筋ではないかと私は考えます。

法科大学院については、いろいろ叱りがあることは重々承知していますけれども、私ども関係者においても、極めて厳しく、ほとんど瀬戸際というか、ここを踏み外したら終わりだという覚悟で臨んでいるつもりです。結果としても、ここ数年の間に改革や改善がかなり進むだろうと思っています。目標としては、皆さんがあっしゃるように、7～8割などと言わずにもっと高いところを目指すべきだと私も思います。ただ、その点は、司法試験の問題も含めて見直していく必要があり、現在の司法試験を所与のものとして議論されるというのは適切ではないと思っています。

法的措置については、丸島委員の誤解だと思います。つまり、財政措置とか人員派遣上の措置がうまくいかなかった場合に法的措置が発動されるような仕組みについて、更に検討すると言っているのであります。うまくいかなかった時点から検討を始めるという趣旨では必ずしもないと思うのです。そういう事態に備えて検討は進めておくということは、この文章でも十分読み取れるのではないか。ただ、前から申し上げているように、法的措置というのはそう簡単ではない。強権発動であるわけですから、十分慎重な検討をする必要があると思っています。

もう一つは、夜間と地域の問題ですけれども、この書き方ですと、統廃合とか削減とかに絡めてのみ書かれているのですが、それでは不十分ではないか。その文脈ですと、統廃合あるいは法的措置をとるにあたって、地方や夜間の法科大学院についてはちょっと手を緩めるという意味にしか読めないわけですが、そうではなく、むしろ、現状でも問題があるので、地方の人たちも公平に適切な教育を受けて法曹になれる道をどれだけ充実させるのか、あるいは、地域の特性をいかして、地域の弁護士会などとも連携しながら、法曹を養成することができるよう、積極的なプログラムを打ち出していく。夜間の問題も、現在夜間が中心の法科大学院というはあるわけですけれども、果たしてうまくいっているのかです。その意味で、夜間だから手を緩めてほしいという議論はあまり真っ当ではなく、夜間なら夜間にふさわしいようなコースとかカリキュラムを組むことにより、実績が上がるという展望を示さなければ駄目だと思うのです。そういう積極的な意味合いの文章をどこかに入れていきたいと思います。

○佐々木座長 今度は一斉にこっちから挙がりました。それでは、岡田さん、まだ御発言いただいていませんので、どうぞ発言してください。

○岡田委員 法曹人口に関しては、今まで出ていますので、あえて同じような意見を述べないとして、法科大学院に関して、2番目の○のところで「ばらつきが大きく」と書いてい

て、これはそのとおりですけれども、「充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり」と言って、同じぐらいの数のようにといふか、重みが同じように感じるんです。課題があるところが深刻なのだろうと思うので、この書き方だと、その辺が果たして課題のある法科大学院に自覚してもらえるのかなというのが、私はとても生ぬるいような感じを受けました。

その次に、4番目の○で、「法科大学院が全体としてこれまで法曹有資格者を輩出してきた教育力については、評価できる」と書いています。そうすると、上との関係で、課題のある学校もこの中に入ってしまうように思えるので、個人的には、課題のある学校がもうに認識できるような書き方はできないのかと思いました。

それから、最後の自主的な組織見直しですが、今やっていることを見ますと、新入生を受入れないとか、あとは統廃合です。自分の後に入学者が入ってこない状態で、しかも少人数で勉強するといったときに、モチベーションというものは保持できるのかなと思って、私は、もうがっかりきてしまって、勉強をやる気もなくなってしまい、逃げ出したいような気持ちになるのではないかと思いまして、その辺ではもっと深刻に学生のことを考えていただきたいと思います。

それから、どうも認証評価に関しても、もっと厳しくやるべきではないか。法科大学院の顔色をうかがいながらやっているような感じも、ちょっとごめんなさい、するものですから、その評価が学生にとってみれば、その学校を選ぶ大きな選択材料にもなりますので、その意味では厳しくやってほしいと思いました。

最後に、未修者のところですが、余りにもさっぱり書き過ぎてしまっているかなということで、純粋未修のことについて書かれていませんし、現在、既修者と未修者が一緒にいるということについて確かに2番目の「基本的な法律科目をより重点的に」うんぬんというところに入るのかもしれないですが、問題は、レベルの違う人間が入っているということは、どこかに書き込むべきではないでしょうか。それが書き込めないのであれば、何か別の表現で、未修者ばかりのところへ行きたいという受験生の希望に添うコースと既修者と一緒に勉強したいという未修者の希望に添うコースがあるべきではないかと思います。その意味では、法科大学院によっては、うちは純粋の未修者コースですか、うちは両方入っていますぐらいのPRができるような工夫があってもいいのではないかと考えます。私自身はこの未修者の教育にこだわりたいと思っていますので。以上です。

○佐々木座長 鎌田さん。

○鎌田委員 先に今の未修者の話にちょっと関連して言いますと、現実にもういわゆる純粋未修の人しか未修のコースに入れないとところもありますし、両方入っている未修者コースがあって、2年生からは未修者だけを集めたクラスにする傾向のところと、両方をませるところがあって、私自身はまざっていることのメリットが大きいと考えているので、うちの学校ではませてやっているということを申し上げておきます。

それから、この間の議論の中では未修者コースが特別なものということになっていて、現実にもそうなってきているのですけれども、法科大学院制度では未修者コースが標準コースなんです。それで、その中で特に一部の非常によくできる人だけは1年生の授業を免除してやろうということであって、3年課程が標準だということです。それがもう既にある意味で形骸化してしまっているので、いかがなものかと思うということで、それが現実

であるということを前提にすると、法学部と法科大学院との関係とか、あるいは多様なバックグラウンドを持った人を集めるという理念ももう一度見直す必要まで生じているのかかもしれないとも感じるところがあります。

あと、3,000人という数値目標を語らないことにするという微妙な表現であります。これは様々な状況を踏まえて座長において検討された結果ということで、ある意味では敬意を表しているところでございますが、若干の感想めいた話をこの緊迫した場で申し上げていいかどうか、懸念はするのですけれども、一言申し上げさせていただきます。

しばしばこういう場で法科大学院の立場で話をするとき、法科大学院擁護という前提で必死になっているといった受け止め方をされるかもしれませんけれども、私は元々法科大学院制度には反対でございましたので、法科大学院に対する批判もそれなりに理解はしているつもりです。しかし、それはいいながら、司法制度改革審議会の意見書があり、それを踏まえて閣議決定あるいは国会での審議を経て新しい理念の下での全く新しい法曹養成システムができたわけですから、我々大学人といたしましては、その制度ができた以上、そしてまたその新しい理念の法曹を目指して多くの学生が集っている以上、最大限の効果を発揮するような教育をしていかなければいけない。そういう責任を果たすという意味で、法科大学院制度の最善の運用に努めてきたつもりでございますし、現実にこの制度になってから、従来では出てこなかったような新しいタイプの法曹が輩出され、新たな活躍の場も広がっているという状況だと思います。

その制度が発足して10年たつかたたないかというところで、その究極の目標のある意味での看板を取り下げるということが、現に法科大学院を修了して5年間3回という試験に挑戦している集団が数多くいる。そしてまた、それを信じて法科大学院で現に学んでいる学生があり、また法科大学院へ進もうとして勉強している学部生もいる中で、これがどういうメッセージ性を持っているのか、どういった理念の転換があるのかという形でこれを説明し伝えていこうとしているのかというところについては、最終報告の段階までにはもう少しきちんとした理論付けをしたほうがいいのではないか。法律家を目指してききちんとした理論の下で勉強している人たちに、そういった理論性を持ったメッセージを伝える責任が我々にあるのだろうと思っています。

あわせて、これは具体的にそうなるかどうかということは今後の制度設計次第ですけれども、就職できる人数だけを合格させるという発想だと一部の議論は受け止められるのです。それは、従来の司法試験は資格試験であるという看板を下ろして、これは就職試験である、あるいは実務家登用試験といいますか、開業認定試験的なものに変えていくという極めて大きな理念の転換を図るわけでありまして、前年度に2,000名までは法曹資格にふさわしい能力があると認定したとしても、就職状況が悪くなると、本年は就職状況が悪いので、昨年と同程度の能力の人も不合格ですという試験に切り替える。これは一つの試験の在り方としては十分あり得るものだと思いますけれども、そういうことならば、それをはっきりと、そういう試験なのだと宣言し、それが妥当なんだという根拠を言わなければいけないのではないかと思っています。

ただ、そのときに考えなければいけないのは、今は就職が難しいと言われますけれども、この制度が始まった頃、まだ経済状態がよかつたときには、大手法律事務所の求人も多いときには今の倍近くあったのではないかでしょうか。今、経済再生の兆しが見えてきて、今

後の経済の道具は、かつてと同じように、金融派生商品であったり、M&Aであったり、あるいは対外投資であったりというところで、法的なシステムが果たす役割は極めて大きくなつて行くだろうと思います。それが急激に増えれば、一気に大手事務所は採用を増やしていく、それに対応せざるを得ないということが起きるわけですが、法科大学院を3年で修了してから司法試験を受けて修習を経て初めて法曹になるわけでありますので、法科大学院へ進むことを考え出す時期まで含めて考えれば、非常に長いタームを経て初めて養成していくシステムの中で、そういったときどきの経済情勢に本当に十分に迅速に対応できるような合格者数の変動ということが実現できるのかという点についても若干の懸念を持っております。また、その合格者数に合わせて法科大学院の定員を削り、法科大学院に入った人は、私も、そこまで削るのなら9割ぐらい合格しないと法科大学院制度は意味がないと思いますけれども、法科大学院数を減らしていくということになれば、法曹になれるか、なれないかを決める最大の試験は法科大学院入学試験ということになるわけで、現実にそういった効果的な選別ができるようにするにはどうしたらいいかというところの検討はまだ若干不足しているのではないかと思いますので、我々法科大学院の側としてもそのような方向に行くとすれば、十分それに対応することを考えなければいけませんけれども、非常に単純に、ある種の悪意を持って見ると、これは結局は弁護士の既得権益を守るために合格数を減らそうとしているだけではないかといった見られ方をしかねないので、これから最終報告に向けて、そういうことにならないような説明と理由付けということに気を使っていっていただければと思いますし、私自身もそれについては努力させていただきたいと思っています。

○佐々木座長 久保委員、手を挙げられましたね。どうぞ。

○久保委員 地域的な適正配置の問題ですけれども、私も、全体の最後、しかも法的な措置の最後の2行にさらりと書かれているということにいささか違和感を持っていた者の一人なんですけれども、地域的な配置の問題というのは、これまで繰り返して申し上げましたけれども、地方アクセスの問題とか、地域社会との歴史的なつながり、そういったもの等を多面的に検討しなければいけないような非常にデリケートな問題だらうと思います。確かに、法科大学院が置かれた厳しさを考えると、例外なく統廃合なり定員削減なりに臨むべきであるという意見には賛成なんです。特に地方の国立大学に関してですけれども、残すべきものとそうでないものを厳しく選別し、しかも説得力のあるような選別をする必要があろうかと思います。

データ的には、非常に惨憺たる数字が並んでおります。しかし、歴史的なつながり等を考慮すると、むしろ残すべきものについては、積極的にこ入れを図っていくということで、最後から二つ目の「・」の中に「連携強化や改組転換等を促すなど」とありますが、そういった手法を使って、残す必要のある大学については、積極的にこ入れを図っていくべきではなかろうかと感じております。以上です。

○佐々木座長 それでは、田中さんはまだ初めてですから、どうぞ。それから南雲さんです。田中さん、どうぞ。

○田中委員 パブリックコメントに対する手続のための中間取りまとめ案の記載をどうするかという、これが一番本日の優先順位の高い問題だらうと思いますので、その観点から、これまでに出された委員の考え方に対する私の考え方・コメントに絞ってお話ししたいと

思います。

まず、7ページの、「第2 今後の法曹人口の在り方」というテーマのところの最後の「・」のところで、「将来、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることがあり得ることは否定しないものの」、という部分について、余事記載ではないかという御意見もございました。この3,000人という数値は、今から考えますと、数それ自体というよりも、司法制度改革の理念が詰まったものであったと考えられるわけでして、そういう意味ではそれなりに重く受け止める必要があると思っておりますので、単なる余事記載とするには当たらないのかなと私個人は思っております。

それから、法曹養成の規模に何らかの目安が必要ではないかという論点もございました。私も、人材養成に関わる機関としては、この規模感がつかめないと施策を遂行しにくいという問題がございますので、これまでの意見にもございましたように、現状を踏まえた上で、事実上、この現在の合格者数の規模については留意しなければならない点であろうという意見を持っております。

それから、6ページの四角の囲みの中の2番目の○、「3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く」という部分です。恐らく、法曹人口3,000人という具体的な数値目標を立てて、それに向けてスピード感をもって施策を進めていくという現状にはないだろうと思います。したがって、当面3,000人という数値目標を立てて考えるということは差し控えましょうという認識であるならば、これについては私は、書きぶりとして「現実性を欠く」となっておりますけれども、特に異論はございません。

それから、もう一つの論点について、現在の約2,000人の司法試験合格者の規模を前提とするのではなくて、それよりも下げたところで、削減したところで、そこを出発点として考えるべきではないかという御意見がございます。この意見は、合格者数について数値を定めて、有意的な減少を図るという手法にほかならず、司法試験を言わば人為的に生産調整を行うツールとして考えることになるのではないかと思います。これまでの実際の司法試験合格者数についての実績が、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有しているという観点から適正に判定されてきた結果であることからいたしますと、この意見には、その合理性に疑いがあるのではないかと考えております。

こういった点を念頭においた上で、「第2 今後の法曹人口の在り方」というテーマに関わるパブリックコメントに向けた中間取りまとめ案のスタンスには、賛成したいと考えております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。ほかに。南雲さん、どうも大変失礼しました。どうぞ。

○南雲委員 この目次のところにもありますように、「はじめに」から第1、第2、第3というこの書きぶりの中で、なぜ第2に「今後の法曹人口の在り方」というのがあるのか、違和感をずっと持っております。先に出口の話をして、その後入口の話である「第3 法曹養成制度の在り方」の「法曹志願者の減少」のところに、「法曹を志願して法科大学に入学することにリスクがあると捉えられていることが原因である。また、このことは、多

様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている」、
「司法試験の合格率の上昇に資するような観点から、個々の論点における具体的な方策を
講ずる必要がある」と言われている。本来は、法曹を目指す方々をどう増やしていくか考
えて、最終的に受験する人が全て合格できるような制度にするためには何をすべきかとい
うことを行に検討すべきであり、論点が逆なのではないのかと、ずっとこのフォーラムか
ら参加させていただいている、そんな感じがいたしております。ですから、そういう意味
では、なぜ3,000人なのか、なぜ2,000人にするかという議論が私はあまりぴん
とこない部分が法曹フォーラムからずっとあった気がいたしておりますので、ちょっと感
想めている部分もあり、大変失礼ですけれども、この順番について、私個人としては少
し違和感があるという意見でございます。

○佐々木座長 ほかに。それでは、田島さん、どうぞ。

○田島委員 法科大学院の定数とか定員の問題ですけれども、率直に何度か今までお話し
しました。私がお尋ねしたり、いろいろ聞いて歩いた法科大学院で合格率が1割にも満た
ないような学校のところは、御自身たちがそういうとんでもない学校なんだということを
自覚しておられないんです。そういうところを今いろいろな形で統廃合とかするのは相当
しっかりしないと、一生懸命頑張っておられる法科大学院のイメージさえ引きずりおろし
てしまうようなところがあるんだと思います。そういうところに自浄作用を求めて、自分
たちで自ら引くようなこと、あるいは統廃合を考えなさいというようなことをお願いして
も、無理ではないかと思います。なぜかというと自分たちの今の状況について反省がない
からです。前に進むときはいろいろな形で案外簡単なんでしょうけれども、後ろに引くと
いうことはそれでなくても大変なことだと思います。そこは、武士の情けで法的措置をど
こかできちんと講ずる。そういうことをしないと、例えば学部の問題とか、大学自体の経
営の問題とか、法科大学院の在り方とは違うところでの議論でなかなか決断をできずにお
られるところが多いのではないかと思います。

そういう意味で、ここで最後に「新たに法的措置を設けることについても、更に検討す
る必要がある」と書いてありますけれども、「更に検討」する必要はないのではないか
でしょうか。「更に検討」ではなくて、「新たに法的措置を設けることについて検討する」と
いうぐらいに、検討するわけで、今からすぐ始めるべきだと思います。そして、「あなた
たちは自分たちでも自主的な努力をしてください。しかし、それがない場合には、こうい
う法的措置を講じますよ」ということを示さなければ、多分、引きたいと思っていても引
くことのできない学校は相当数あると思います。10校以上あると思います。特に困難だ
と思われるものは私立の学校になるわけです。国立大学とはまたちょっと違う問題が出てくる
んだと思います。そういうところも含めて、これはきちんとした強制的な措置というも
のをどこかで用意しないと、前に進まないのではないかと思います。

○佐々木座長 今の12ページの一番下のところですけれども、ほかの委員から何か御発言
あれば、この際伺っておきます。先ほど井上さんや丸島さんからは言及があつたんですけ
れども、あるいはほかの方もあつたかもしれません。どうぞ、井上さん。

○井上委員 お気持ちはよく分かりますし、私も最終的にはそういう措置を用意せざるを得
ないかなとは思っているのですけれども、法律家の一人として、具体的に考えると、そう
容易なことではないということです。これは強権発動で、今までにない例を作るものです

から、相当慎重に考え、制度設計する必要がある。また、確かに、そのような措置を取つてあげた方が当事者にとっても良いという面もあるとは思いますけれども、他方、強権で臨んだ場合、そのことが反発や抵抗を生じさせ、かえって逆効果になることも考えられ、国としても、そういう訴えがあったときに受けて立てるだけの自信がなければできないと思うわけです。ですから、慎重に検討しなければならないという意見で、そのような措置をとることができないとは思っていないのですけれども、事柄は重大だということです。

○佐々木座長 萩原委員、どうですか。

○萩原委員 ありがとうございます。井上委員がおっしゃるように、これは大変難しいテーマだと思います。前の会議でも申し上げたことがあるかもしれませんけれども、私は、一定の猶予を設けた上で、法的措置を探ることとし、その内容と方法について、あるいはその適用の仕方について検討するというぐらいにして進めていきませんと、実際の改革は非常に難しいのではないかという感想を持っております。以上です。

○佐々木座長 それでは、宮脇委員、それから国分委員、お願いします。

○宮脇委員 私は基本的に井上委員と同じ考え方です。そのプロセスにおいて、例えば交付金の問題とか、そういうものをきちんと削減していくとか、そういうプロセスを明確にした上で、最終的にそういう法的措置というものをセットするということは、それはあります。しかし、現状において法的措置というものが仮に先行するような形になるということについては、制度設計としては私は賛成しかねると思います。

○佐々木座長 国分委員。

○国分委員 12ページの上から4番目の○の文章ですが、突然ここに入っていて、私は「えっ」という違和感を持ちました。多分これは、2番目の○になるはずであったのではないかと推測します。そして、法科大学院が全体としてこれまで努力してきたことについては、「一定程度評価できる、ただし以下のようないくつかの問題点がある」といった書き出しであるべきだと思います。「教育力については評価できる」と言いながら、「このことを踏まえて検討すべき」と言われますと、「あれっ、何だ」ということになります。

ところで、気になっていることがあります。それは、法科大学院側がどういう努力をすべきか、これが語られていないように思います。例えば、法科大学院の協会があるならば、そこが自己改革の指針について、この法曹養成制度検討会議の11回目までの間に既にステートメントを出しているとしますと、国民から見て、法科大学院は変わろうとしている見えるのではないでしょうか。したがって、是非、この自己改革を求めるような表現をお考えになるとよいかと思います。

文部科学省から共通到達度確認試験が提言されていますが、これを導入しようとすると、法科大学院は並大抵の努力では済みません。医科の方は、全国の医学部のコンセンサスを得た上でトライアル等を積み重ね、最後に共用試験を運営する社団法人ができあがりました。ですから、全国の法科大学院における意思統一が図られねばなりません。その意思統一のためには、ステートメントを出すような自己改革の姿勢が必要だと思います。

○佐々木座長 伊藤さん。失礼しました。どうぞ。

○伊藤委員 田島先生などはいつもおっしゃることで、そのとおりだと思うところもあるのですけれども、この法科大学院のいろいろな教育上の、合格者を中心とした成果が必ずしも上がらないのは、いわゆる教育の内容が悪いというだけではないと私は思うんです。こ

んな言い方をすると身もふたもないかもしれません、入ってくる学生のレベルにはものすごく差があります、率直に言って、有力校と言われるところへ入ってくるのと、そうでないのでは。その人たちはみんな、7～8割受かるなどと思っていないんですけども、何割かにかけて来ているという現実があることは、これはもう絶対に否定できないわけです。それが頭悪いとか、そういう意味ではなくて、受験の得意な子もいますし、奥手の子もいますし、いろいろな子がいる。ただ、そういう人たちが2,000人なら2,000人合格するぎりぎりでも受かってしまえば、また別の能力を使って優秀な弁護士になったり検事になったりすることもあり得るわけです。そういうことになっても、それはいわゆる法律家の多様性という面から言えば、私は当然許されると思うんです。

現に、最初の第1回目の試験などは、旧司法試験の残りが一杯いたわけです。その人たちがこの法科大学院にみんな散らばったわけです。だから、どんな法科大学院も大方7～8割近いぐらいの数字で受かったんです。そういういわゆる一定のレベルの質を持った学生たちがどんどんなくなってしまったものだから、今あるところでは1桁ぐらいになってしまったなどという学校もあるんです。そんな学校は、私も法科大学院に行っているものですからあえて言うんですけども、別に合格率が非常に少ないことを誰も恥じていなかとか、何も思っていないなどということはありません。一人でも多く受かるようにどうしたらしいかと皆苦労しています。ただ、そうやってもどうやっても駄目なら、それは撤退しなくてはいけない。正にそのとおりだと思うんですが、こんなことを言うとまた有力校の先生に叱られてしまいますけれど、有力校で何百人かの学生を抱えてしまわれて、なかなか取り合いになっているわけです、今は。だから、もう少しはある程度ばらまくような格好でやられたらどうかと。特に大規模校などは、いわゆる昔からの名前のある有力校、前にも言いましたけれども、そういうところで100人も200人も不合格者がいるのと、名もないような学校で10人、20人の不合格者がいるのとでは、この法科大学院制度がうまくいっているかどうかは、全然違うと思うんです。だから、もう少し目の行き届く範囲に大規模校・中規模校も定員を減らし、それから、少なくとも頑張れるところは、もし残すと決めれば、ある程度そちらへも学生が行くように、そういうことを考えれば、今よりもうまくいくのではないかと思います。

○佐々木座長 では、清原さん。

○清原委員 委員の皆様方と重なり合うのですが、私からも1点申し上げます。先ほど統廃合と定員削減については、幾つかの類型化を示してはどうかと申し上げましたが、あわせて、今回12ページにつきましては、○の六つ目と七つ目というのは、私はかなり配慮して書かれているのではないかと読み取りました。と申しますのも、六つ目の○につきましては、大学の自治や、これまでの文部科学省による大学の設置認可とか、そういうプロセスを尊重しつつ、自主的な組織見直しというのを、まず、第一義的に置いて、その上で「公的支援の見直しの方策の強化」というのを挙げています。私は、これはかなり大学には有効なことで、ましてや「財政的支援の見直し」のみならず「人的支援の見直し」まで入ってくると、教員組織そのものが、またカリキュラムそのものが成り立たなくなるようかなり厳しい提案がなされているわけでございます。このようなことがあっても更に改善ができないなどということを私自身は願いたくもないのですが、更なる配慮として、「認証評価による適格認定との関係等にも留意しつつ、法的措置を最終手段として考えざ

るを得ない」といった深刻な表現にもなっています。

したがって、私は、「中間取りまとめ案」の書きぶりとしては、この熟慮された、法科大学院の取組を一定程度尊重しつつ、しかしながら厳しい、財政的支援の見直しというのは大学経営には相当効いてきますし、加えて人的支援まで入っておりますので、私は、これをした上で、これが座長のおっしゃった工程表というか、時間軸を置いてということと重なると思うのですが、これをやっても本当に法的措置をしなければならないというのは本当によっぽど深刻な事態でございまして、私は法律家ではありませんけれども、このような法的措置の場合というのは、本当に政治的判断というか、国の判断というか、それが重く重く働くものだと思いますので、私たちの検討会議においては、これら法的措置の場合の要件を現段階でそれほど列挙することも難しいので、認証評価といった取組を尊重しつつ、この〇の6番目、7番目を書くことをしてパブリックコメントをいただいて、何か検討していく最終段階を迎えてはいかがかと思います。元大学教員としては、相当きついことが書いてあると受け止めました。是非法科大学院の皆様には、この7番目などが本当に具体化されないように、国分委員がおっしゃいましたように、そういうところは連携して何かメッセージを出していただければ心強いと思います。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

ぼつぼつお約束の時間が来たのですけれども、まだ全然進んでいませんので続行しますが、何か電話をされるなどということもあるうかと思いますので、ある程度時間がオーバーになったら、そこで一つ切ることにいたしたいと思います。決して後はさっさと済まそうということを言っているわけではありませんので、その点は誤解のないようにお願いいいたします。そこで、残されているテーマですね。「第3 法曹養成制度の在り方」のうちの、実は飛んで法科大学院をやっていたのですけれども、1の「理念と現状」、これについていろいろ先ほどからお話があったかと思いますが、改めて、それからその次には経済支援も入っておりますので、これで言いますと8ページから11ページにかけてのところで御意見があれば、一緒に御意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。和田さん、どうぞ。

○和田委員 ちょっとページ数に幅がありますので、幾つか申し上げさせていただきたいと思います。

まず8~9ページのことでの字句の表現の問題なんですけれども、9ページの(2)の3行前からのところに、「法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策を探る必要がある」とあるのは、やはりちょっと抽象的過ぎるかと思います。先ほども出ました、後のほうの14ページに出てきます共通到達度確認試験の導入の早期実現ということもありますので、そのことに一言触れたほうがいいのかなと思います。ただ、こういう素案の文章のスタイルとして、例えば「後述するように(〇〇ページ)」といった表現は避けたほうがいいというのであれば、このままでも仕方のないことなのかなと思いますけれども。

それから二つ目に、9ページの「法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」の囲みの中を見ていきますと、一つ目の〇のところでは、司法試験合格率が高くなっていないということも法曹志願者の減少の原因の一つと記載されているのですけれども、二つ目の〇のところでは、「上記要因を可能な限り解消して」とあるのに、更に2行目に「司法試験

の合格率の上昇に資するような観点から」と記載されていて、司法試験の合格率の点が論理的に二重になっていると思います。その点が殊更強調された形になっているように思います。これは日本語としてもちょっとおかしいと思いますし、司法試験の合格率の向上だけを二重に強調するのは一方的だと思います。囲みの外の本文もそれに合わせて修正すべきだと思います。

それから10ページの「法曹養成課程における経済的支援」ですけれども、「問題の所在」のところでは、あえて貸与制と給費制という対立する言葉が避けられているようで、その結果として、それに続く「検討結果」でも、給費制については一言も触れられていない形になっています。しかし、この検討会議では、その貸与制と給費制という点は大きな争点となっていたわけで、それをあえて目立たない形にしようとするのは、ポイントを外した表現で、いかにも不自然であると思います。私の認識では、この検討会議において少なくとも国分委員、田島委員、丸島委員、それから私という4人から給費制を支持する意見があったと思いますので、そのことを「検討結果」で一言も触れないという書き方には、大きな疑問を感じています。したがって、ここの「問題の所在」と「検討結果」については、是非そのような形で書き直していただきたいと考えています。以上です。

○佐々木座長 どうぞほかに。萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 法曹志願者の減少とプロセスとしての法曹養成制度と両方に絡むのですけれども、9ページの(2)の四角の中を見ますと、法科大学院において、いろいろな負担があるにもかかわらず、合格率が低いとか、就職が困難ということがこの志願者の減少につながっているのだという書きぶりの中で、○の二つ目が、司法試験の合格率の上昇に資するような観点から、具体的な方策を講ずるというストーリーになっています。私は、そのことを否定しませんが、法曹志願者の減少の中で非常に大きな原因になっているのだろうと思われるのは、大学4年も含めて、法科大学院、そして司法研修所という全体のプロセスの長さではないかと思っています。大学卒業してから3年半あるいは4年半、大学を入れれば7年半、8年半という長いプロセスそのものが、志願者にとってこれにチャレンジすることをちゅうちょさせているのではないかという思いがございます。したがって、理念は理念として守るにしても、あるいはプロセスのコンセプトはそのまま置くにしても、この長さの問題について具体的に、何かこれを短縮する方策はないかということについても検討していくべきなのではないか。この長さに対する対応については何も触れられていないということで、何かこれに触れてほしいと。そのことはこの検討会議だけで最終結論が出るかどうか分かりませんけれども、将来の課題として、今ここでプロセスの長さの問題を検討課題として挙げておく必要性があるのではなかろうかと考えております。以上です。

○佐々木座長 どうも。それでは、ほかに。翁委員、どうぞ。

○翁委員 私も今の萩原委員の意見と同じ考え方を持っておりまして、長いということ自体も非常に法曹の志願者をちゅうちょさせる要因として挙げられると思います。もちろん、いろいろなタイプの方が志願されますけれども、今、予備試験との関係も非常に重要なと思っておりまして、大学に入る頃から法曹を目指しているという方にとっては特に長いのではないかと感じております。それは今回の検討会だけでは議論し尽くせない、法学部の教育の在り方にも関わる重要なテーマだとは思いますけれども、少し、例えば4年次から入れるとか、そういう道も開くとか、そういうことについても私は検討していく必要があ

るのではないかと考えておりますので、そういう長さの点についても私は萩原さんと同じ意見を持っておりますことをちょっと申し上げたいと思います。

○佐々木座長 分かりました。丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 志願者が減少している原因が三つあるということは既に指摘されているとおりです。合格がなかなかしづらい状況や、活動領域の拡大や就職が困難な状況、そしてもう一つは時間的・経済的な負担リスクということです。この3番目についての処方箋については余り書かれていませんが、時間的な問題は、両委員が言わわれたとおり、法学部の在り方の見直しなども含めて、いろいろなことを考えなければいけないと思います。

それからもう一つは、これは経済的な問題との関係ですが、先ほどの議論に戻ると、法学部あるいは他学部プラス3年ということは法学部の見直しも含めてということになると思いますが、その後の司法修習は結局のところ、社会人とならないままの修習になってしまっています。結局この期間も含めての経済的負担ということで制度が作られている。従来は、司法試験に合格して司法修習に入ったら、親は「おめでとう。後は、社会人として一人前となったのだから頑張れ。」ということで、それは自分で生活しろということになるわけですが、今はまだ学生身分のような曖昧な位置にあるわけで、経済的負担リスクの大きな要因になっています。

経済的支援の問題は、一つは、法科大学院生に対する経済的支援ですが、ここでの書きぶりが、法科大学院生は充実してもう十分だといわんばかりで終わっているのですけれども、法科大学院の授業料は一体どうなっているのかというと、多分これは医学部など、ほかの分野と比べても法科大学院の授業料は一番高額になっているのではないかでしょうか。こういう辺りも、もう少し見直しの方法があるだろうと思います。それから、奨学金については、これはいろいろな指摘にもありますが、スカラシップという概念は、要するに借金、負債ではなくて、給付ということを原則的に考えるべきではないか。これは別に法科大学院だけではありません。要するに専門職人材を我が国で養成するというときに、それを後押しする奨学金制度の在り方、これは他の専門分野の人材も含めてですが、給付型奨学金の拡大ということをもっと考えるべきではないか。これは文科省がその方向に向かっていろいろ努力をしておられるということはこの間聞いておりますが、必ずしもそれを後押しする力になっていない。日本はエネルギー資源も乏しい、人材こそが宝だと盛んに言いながら、本当に専門職人材を後押しする制度は乏しいと私は思います。この機会に、法科大学院のことだけではなくて、全体の専門職の人材養成ということを強く打ち出して、その観点に立って奨学金制度のさらなる充実を考えることをもう少し前面に出すべきではないかと思います。

修習生に対する経済的支援については、司法修習の内容、在り方、地位、身分、いろいろなものと関係いたしますので、そういう総合的な観点をきちんと踏まえた検討をすべきです。単に修習専念義務があるから働けないからとか、そういうレベルの議論ではなくて、修習とは一体何なのか、あるいは修習生の位置づけ、専念義務が何故求められるのか、そういうものを踏まえた議論をしっかりすべきだということがまず第一です。

それから、先ほど和田委員も言われましたけれども、基本的に従来から申し上げているように、修習生に対して貸与でいいではないかという議論は長続きしない制度論だと思いますし、本来は給費制であるべきだと思います。ただ、検討会議では貸与制の下でも更な

る支援の在り方について合意を作ろうということも論点でありましたので、現状の中によりよい経済的支援策を考えようという趣旨での発言も相次ぎました。しかし、取りまとめのこの部分の書き方が、諸々書かれた後に、「貸与制を維持すべき」であるという結論だけを書いておられるのですが、もしこれを書くのであれば、給費制を求める議論はどういう議論があったのかということをきちんと書くべきでありますし、もし給費制を巡る議論に触れないのであれば貸与制を維持すべきだという部分をことさらに書くのではなく、正に貸与制の下において更なる経済的支援が必要だという部分に焦点を当てた書きぶりにすべきだと思います。貸与制を維持すべきということだけが結論としてぼんと出ていることには議論の経過からしても、違和感があるということを率直に申し上げておきたいと思います。

さらにこの問題の議論は、程度の差こそあれ貸与制の下でも、いろいろな問題があるので、更なる経済的支援策を考えようということで、そのいろいろな問題については、様々な意見がありました。その一つの例示が、「司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮」という記載となっているのですが、この「不均衡への配慮」というのがどこのことを言っているのか分かりかねます。もう少し全体をカバーするものとしては、検討会議での議論を踏まえれば、例えば国会の附帯決議にもある「質の高い法曹養成」、あるいは「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする」観点といった基本的な視点を書き入れるということが必要なのではないかと思います。また、ここで書かれている不均衡うんぬんということは、司法修習という実務的トレーニングの場に不可避な実費的な費用の負担、経済的負担を何らかの形で補填しようという問題ではないかと考えられますので、そのような書きぶりが適切ではないかと思います。

また、先ほど申し上げたように、この問題は、司法修習の内容、司法修習生の地位など修習の在り方に関わる問題でありますので、そこを踏まえた議論と取りまとめをすべきだと思います。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか、ここのところは。それでは、清原さん、どうぞ。

○清原委員 簡潔に二点申し上げます。

萩原委員、そして翁委員が言われましたように、私は、大学の学部と法科大学院との関連性について、時間的に長過ぎるという志願者の声を反映するならば、より密接に検討していくと思います。たまたま19ページには、司法修習について、第1項目めに法科大学院教育との連携が明示されております。つまり、司法修習については法科大学院との連携があるのですが、随分早い段階で志した人については、先ほど御提案がありましたように、大学教育と法科大学院教育との連携ということで、少しでも短縮できるような、あるいは充実できるようなものが、これは予備試験との関係もあって、またデリケートなので、後に詳しく議論しなければいけないと思いますが、その問題提起を致します。

それから、経済的支援についてでございますけれども、私はこの問題が提示されましたときに、給費制に戻すということはなかなか困難ではないかと感じていますけれども、修習地の違いによる住居費などの不均衡の是正や、交通費などの実費費用を国が負担することと併せて、修習に必要な基本的費用については、例えば実費弁償の在り方などが検討課題だと申し上げまして、生活費等々、またそういう掛かる経費と少し分けて考えることも

例示させていただきました。これが今回、11ページの後半、「司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある」の中に含まれていると挙げていますけれども、例えば実費弁償などの例示をしていただけだと、少し検討の方向が深まるかと思います。先ほど退席される前に山口財務副大臣からも、財務のお立場で本当はなかなか厳しい財政を背景にされているにもかかわらず、この問題について国会の附帯決議を尊重された御発言も頂けたので、少し丁寧に書き込んでも大丈夫ではないかという感触を得たものですから、申し添えます。以上です。

○佐々木座長 それでは、田島委員、どうぞ。

○田島委員 経済的な支援のところですが、改めて給費制から貸与制になったというのは、司法試験を受けられる人たちにとっては大変な問題なんです。この貸与制の問題については皆さん本当に不満です。そこが、私たちがここで議論しているのと、受けられる人たちとの間にものすごい差があるのだと思います。貸与制にしたというのは、ある面では、国家が本当に法曹三者というものをどう考えているかというところにすごく大きな変化が出ているのだろうと思います。司法試験に上がれば一人前だと思っていたんです。ところが、司法試験に上がっただけでは、実は何らきちんとした認定が国家としてされているわけではないと気づいたのです。それは、一つは修習の在り方が2年から1年に変わったこと、もう一つはこの給費制から貸与制に変わったということです。こういう、司法試験に上がったということはどういうことかというのをもっときちんと説明すべきだと思います。司法試験に上がった人に、何を認めたのでしょうか。修習を受けて2回試験を受ける資格を得た人、法曹三者が採用する対象に選ばれた人というようなものなのでしょうか。そう考えると今は国家として非常に大切な分野を背負う人たちをしっかり育てるという覚悟を示すところがないんだと思います。だから、貸与制とか、お金を貸せば実質的にいいではないか。だけれども給費制との間ではものすごい大きな差があるんだと思います。

ここは、の中にも、貸与制を維持すべきであると書かれていますので、ちょっと書き過ぎではないですかね、これを維持すべきだというのは。そういう考え方がされて、昨年は実行されたのだと思います。しかし、それに対してものすごいみんなの異議というのがわっと出てきているわけです。そこを踏まえて、この検討会議でどういう具合に検討するかという話ですから、私は、ここはもうちょっと、断定的に維持すべきであるという書き方ではなくて、貸与制に移行したが、いろいろな問題が出てきているので、それを踏まえてよりよいものにしていきたいという具合に、もっとここは議論すべきだと思います。そうでないと、多分、後の身分の問題と、それから修習専念義務とか、こういうものを議論する余地がないではないですか。

○佐々木座長 ほかに、支援のところは。井上さん、どうぞ。

○井上委員 前回の議論を覆すような御発言だったのですけれども、司法試験だけで法曹資格を認めるという制度には元々なっていなかったのです。それを更に、司法試験の前に法科大学院での教育を置いて、プロセスによる要請という形にし、その後に修習を経て法曹資格を与えるという制度に切り替えたわけです。医師の場合とは仕組みが違うので、どちらが良いとか悪いとか言えないと思うのですけれども、そういうことを前提にしながら給費制から貸与制への切り替えということも長年議論てきて、その結果、法制化し、それを実施した。こういう経緯を経ているわけですから、我々もそれを踏まえて議論しないと

いけないということだと思うのです。確かに、受給する人たちからすれば、それがなくなるのはとんでもないという意見が出るのは自然なことだと思いますが、制度としてどういう在り方が良いのかという視点で考えるべきだと私は思うのです。

もちろん、国の財政に余裕があれば、そういう手当をすることが十分できたし、続けるべきだろうと私も思うのですけれども、国の財政が逼迫している中で、司法制度改革全体にお金が掛かっており、そのような状況の下では、どこに重点を置いて限られた資金を使っていくべきかという判断だと思います。修習生にもいろいろな人がおり、事情が様々に異なっていますので、一律に手当をするという制度に戻すということが果たして合理的かは疑問で、ただ、逆に、ここに書いてあるように、個別的に見ると困っている方は確かにいると思いますので、そういうところにきめ細かく手当をしていくというのが現実的な在り方ではないか。ですから、基本的にはこの書き方でよろしいのではないかと思っています。

○佐々木座長 それでは、予定の時間も15分過ぎましたが、まだ未修者の問題、それから受験回数の問題、司法修習、それから継続教育についてとなっておりますが、このまま続けてよろしいでしょうか。それでは次に、未修者の話は先ほどちょっと出ていますけれども、ほかに特に御意見はありませんでしょうか。未修者の、新しい措置として、国分さんから、珍しく、きちんと書いてあるというお褒めを頂いたところですけれども。

○国分委員 未修者の項目の中で共通到達度確認試験を目指すと書かれていますが、2年次から3年次では既習者にも導入するということであると理解していますので、その旨を一言何か加えたらよろしいのではと思いました。

○佐々木座長 その辺はまたちょっと議論して。

○鎌田委員 タイトルはそうなんですかけれども、中身には2年次から3年次へ進むときにも試験を考えるものとされています。これは既修者のレベルですから、中身をタイトルにどう反映するかということかもしれません。その辺の表現の工夫の問題でしかないのではないかという気がします。

○井上委員 これは一つの文章になっているので、ちょっと誤解を生むかもしれませんね。工夫が必要だと思います。

○佐々木座長 そうです。

ほかに。丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 共通到達度確認試験にしろ、あるいは進級のところもそうですが、要するに昔のコアカリ、今の共通的到達目標がありますが、どこまでのことをそれぞれの課程の学修の到達点としていくのかということをもう少し見直し、整備を図り、その内容とこの到達度確認試験がうまくリンクするようなものにしていただきたいと思います。要するに新たな試験ができて、この試験のためにまた別の勉強をしなければならないようなことになってもらっては困るという問題意識がありますので、その趣旨が明らかなようにされたいと思います。

○佐々木座長 どうぞ、井上さん。

○井上委員 コアカリキュラムというのは、そういう性質・内容のものでは必ずしもなく、それ自体としては、学生の学修の目標として、こういう項目についてこの程度の到達をしほしいということを示すものに過ぎませんので、直にそれをテストの内容とするのは難し

いのですが、到達度試験というものを導入するとすると、当然コアカリを踏まえたものとならざるを得ないとは思います。

○丸島委員 そういう趣旨のことを確認しておいていただきたいということです。

○佐々木座長 ほかに。

これは、先ほどから「検討する」が多いからどうだという話で、これは「実現を目指す」ということでよろしいんでしょうね。それで、2年次から3年次への進級についても、これは「仕組みの導入を検討する」ということですので、「検討する」がどこにかかるかというのは非常に重要な話になるんですけども、そういう点も含めて御確認を頂いたということです。

それから、今の話は、もちろん議論を戻すことを妨げるわけではありませんが、同じように難しい問題というか、いろいろ議論がある問題として、受験回数制限の問題と、それから予備試験の問題について、今日是非御議論いただかないといけない。これも重要な、先ほど翁さんがちょっと時間の問題との関係でいろいろなことをおっしゃったということもございましたが、これも事実上、予備試験とも関係する可能性があるのかもしれません。それやこれやありますが、特に受験回数問題は非常に、これもまた委員各位からいろいろな御発言を頂いているものでございますので、「その制限を一定程度緩和することが適當かどうか、更に検討する」ということで、どこで誰がいつまで検討するのかという話になるんですけども、従来からいろいろ御意見を伺ってはいるのですけれども、どういう格好でパブコメにかけたらしいのかということについての考え方として。和田さん、どうぞ。

○和田委員 私の場合には少数説あるいは単独説ですので、私の言うとおりに書いてくれとは言えないとは思います。ただ、受験回数制限制度については、撤廃すべきであるという意見もあったわけですけれども、「問題の所在」のところには一言、2文字だけ触れられているだけで、「検討結果」のところにはその撤廃論の説明は何も記載されていません。多数意見として撤廃論は採らないということでも致し方ないとは思うのですけれども、これこれこういう撤廃論もあるがといった、多少の紹介程度は是非盛り込んでいただきたいと思います。例えば、私からは、法科大学院修了の決まったときから司法試験のための勉強が本格化するのだ、そういう実情を踏まえるべきだということを言ったと思いますし、田島委員からは、直接には予備試験に関してでしたが、合格まで時間の掛かる受験生もいていいのだ、そういう意味で多様性を重視すべきであるという議論もあったように思いますので、何らかの形で多少の説明を示した紹介程度は盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。それでは、井上さん、どうぞ。

○井上委員 全体として緩和論というのもかなりあったことは確かですけれども、緩和論にも、5年5回にすべきだというものもあれば、一部の人について緩やかな措置をとるべきだというものもありましたので、その違いがあまり反映されていないように思います。もう一つは、「もっとも」以下のこの回数制限を緩和するという方向への検討の点ですが、ここはちょっと踏み込んで書き過ぎているような感じがします。維持すべきという意見についてはさらっと書かれているのとは対照的で、緩和論については、文章の末尾の「適當かどうか、更に検討することとする」という語句を除いてしまうと、緩和しても影響はないといった趣旨の文章になっているので、バランスが全体として悪いと思いますのと、例

えば17ページの一番上の「さらに」以下のところの「合格率の低下はそれほど大きくない、あるいは、累積合格率は低下しない」という意見が出たのか、ちょっと私は記憶していないので、そのようにも思います。

ついでに、他のことについても申してよろしいでしょうか。

○佐々木座長 はい、どうぞ。

○井上委員 その次的方式・内容、合格基準・合格者決定についてですが、この囲みのところは「削減を行うことを考える」となっているのですけれども、本文の方は「などが考えられる」ということになっていて、例えば試験時間の問題とか、期間の問題とかも含まれ得る。これは後の「等」に入っているのだと言えばそのとおりかもしれません、少なくとも囲みの中でも「・・・こと」の次に「など」を入れていただけないかと思います。あと、予備試験についても話してよろしいでしょうか。

○佐々木座長 どうぞ。

○井上委員 予備試験の問題については、「更に検討する」とされていますが、確かに、まだ1回、2回実施しただけですので、評価するのは難しいという御意見は出たのですけれども、実際に法学部の1年生から法科大学院生に至る学生の実態に日々接していますと、前にもお話ししたように、余り悠長なことも言いつられない、かなり切迫した状況になっていると言わざるを得ません。ですから、先ほどの座長のスケジュール感ということになぞらえて申しますと、5年、6年かけてゆっくり見ていくということでは恐らく事態の深刻化に対応できない。ここ1~2年が山ではないかと思っています。その意味で、そういう切迫感みたいなものをもう少し表す書きぶりにしていただけないか。もちろん、予備試験の在り方を改めるという方向が決まっているわけではありませんが、本来の趣旨に照らして適切でない状況になっていることが仮に確認されれば、早急に対応を検討し、手を打たなければならなくなると思っています。

○佐々木座長 それでは、幾つかの点にわたって御発言がありましたが、同じような形でも結構です。では、丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 受験回数制限の問題はなかなか難しい問題ですけれども、この検討会議でも申し上げたように、現状では、現場の受験生にとってこれが大変大きな悩みになっています。事務局が作られたシミュレーションでは、受験回数制限の緩和が遡及適用されることを前提に、単年度合格率が大幅に下がる等々の見込数値を出されました。しかし、それは遡及適用という前提が必ずしもそうなるのかという問題もあり、あるいは途中で試験から離脱される方が一定の数いらっしゃるということなどを含めると、合格率の低下はそれほどの大きなものではないのではないか、むしろ受け控えすることなく、初年度からきちんと試験を受けていただいたほうがいいのではないかということを申し上げました。受験回数制限の一定の緩和の方向ということを打ち出しつつ、しかし遡及効は回避する措置を探ることを考えるべきではないかと思っています。取りまとめ案の記載は、「一定程度緩和することが適當かどうか、更に検討する」ということになっていますが、これでパブコメをされても、適當かどうかという問い合わせへの答えはなかなか難しく、むしろ、一定程度緩和する方向で検討するということについて御意見を伺ったほうがよいのではないかと思います。

次に、試験科目については、負担軽減を図る必要の観点から、試験科目の見直し、撤廃

というのは、いろいろな委員から意見が出ており、そのとおりだと思うのですが、ただ、その例示として選択科目の廃止ということだけが打ち出されているのが少し気になります。選択科目というのは、一面では法曹の専門性とか活動領域拡大の観点から重要だという指摘もあるわけですが、そのような選択科目を削減対象としてストレートに挙げていいのかという感じもします。基本科目を重視するという観点から、負担増の緩和という点では、短答式試験の負担の問題があり、憲民刑の3科目に絞るべきだと、いろいろな意見も出ていますので、ここは選択科目の廃止ということだけをあえて例示しなくとも、もう少し広い形で記載する方がよいのではないかと思います。

さらに、予備試験の点については、その問題性を十分に認識すべきだろうと思います。この制度趣旨について、大方の委員の異論はなかったし、現状がその制度趣旨から乖離していく傾向がこの2回の試験で見られているということについても、おおよその共通の認識があるのではないかと思います。そして、これは各大学で聞きますが、1年生から予備試験を目指して勉強する学生がいたり、そしてまた法科大学院に在学中のかなりの人たちが予備試験に動いているという話もあり、法科大学院というところで法曹養成のための専門教育をきちんとやろうということを決めた基本方針から考えると、とにかく試験科目を勉強すればよいのだということが大手を振って通り、しかもそれがエリートだなどと称されているこの状況というのは、新たな法曹養成制度の趣旨を根本から、足もとから崩しているという状況だと思います。

これをしばらくしてから検討するということではなくて、次の予備試験でもう3回実施するわけですから、おおむねの傾向は見えてくると思います。予備試験の行方について楽観視する意見もあって、どうせ一部の学生だけが受験するだけで、それほど受験者は増えはしないということが言われたり、予備試験を実施してもきちんとした法科大学院は影響を受けず大丈夫だなどと言われるけれども、むしろ大丈夫だと言われている法科大学院に集まっている学生のほうこそ予備試験に向かい危ないという感じもするわけでありまして、予備試験制度については、本当に速やかに現状を検証し、それが制度趣旨に見合ったものになっているかどうかということを検証して、必要な措置をとるべきだと思います。このような予備試験に関する必要な措置について、検討をきちんと進めるべきだということをもう少し積極的に打ち出したほうがよいのではないかと思います。

○佐々木座長 国分さん、どうぞ。

○国分委員 予備試験については、これは二次的な仕組みであるということ強調しなければ、市民から見た場合、法科大学院制度そのものが矛盾を持っているということになってしまいます。市民へはっきりとしたメッセージを出すという観点からは、予備試験は飽くまでも二次的、仮のものであるということをどこかに匂わせて、あるいは取りまとめの先頭に、法科大学院制度をしっかりと守っていくといった強い姿勢を出してよろしいのではないかと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私も、何となくこれを見ますと、全体のトーンからして、法科大学院制度を中心として法曹を養成していくこうという中で、非常に違和感を感じました、並列でぽつと置いてしまって。ですから、これは今お二方がおっしゃったような形でやるべきではないか

と思います。

先ほど来、期間が長過ぎるということが出ています。私は、将来的には4年生なら4年生から法科大学院へ入れるようなことを考えて、トータルとして、少なくとも今より1年ぐらい短くする方法はあるのではないか。でも、長い、長いとおっしゃいますけれども、今だと、例えば医者だけではなくて、薬剤師とか、そういうほかの仕事でも、6年ぐらい行くのは大体専門職ではあるわけですから、司法試験に合格して弁護士や法曹になるというときに、普通より少し多目に掛かっても、ある程度はやむを得ないのではないかと思いますけれども。この予備試験の問題は、若いエリートたちが頑張って早くやるというのを、この法科大学院に取り込むような形でやるために、1年ぐらい短縮して在学中に法科大学院へ入れるという方法を考えるということは考えられるのではないかと思います。

○佐々木座長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 時間がありませんので、結論部分だけ申し上げます。予備試験については、プロセスとしての法曹養成制度という趣旨からして、例外的な道だということを明確にした上で、私は、できるだけ早いタイミングで必要な措置を講じる、何らかの形で制限を加える等の措置が必要なのではないかと考えています。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。それでは、これについてはこの辺でよろしゅうございましょうか。

○丸島委員 少し補足しますが、言うまでもなく、予備試験制度は、法科大学院の現状の問題と裏表の関係にありますので、予備試験に関する措置をとのと同じ時期に同じテンポで法科大学院の充実策を講じるということが合わせてセットされなければならないということをもう一度申し上げておきたいと思います。

○佐々木座長 もちろん。

司法修習の関係と継続教育の関係が最後に残っておりますけれども、何か御発言はございませんでしょうか。和田さん、どうぞ。

○和田委員 19ページの「法科大学院教育との連携」の部分ですけれども、この部分は余りに抽象的で、簡単に言えば、「法科大学院教育と司法修習との連携は、これまでうまくいっているし、今後も必要に応じて更に強化すべきだ」と言っているだけで、何ら問題がない、バラ色の状態であるかのような記述になっているように思います。本当にそういう検討結果でいいのでしょうか。このままだと、私は、司法修習に関与する実務家あるいは司法修習の実情を知っている者のかなりの怒りを買うことになると思います。仮に結論として現状を肯定する立場を探るとしても、問題があるという指摘もあることには絶対に触れるべきだと思います。以上です。

○佐々木座長 それでは、ほかにどうぞ。では、田島委員、どうぞ。

○田島委員 法科大学院との連携というのは、実際は余りうまくいっていないのではないかでしょうか。全体のプロセスで養成するというときに、最後の修習というところがすごく後退したのではないかと感じるんです。まず、2年間だったのが1年になってきている。それから、前期修習でやっているようなものは、本来法科大学院でやっていただくという形なんですけれども、そこがうまく機能していないのではないかと思われます。それはなぜかというと、今の修習をやられた人たちのところがうまく実務修習を受けられていないのではないかというところが随所に見えてくるんです。

例えば弁護士になりたくても、なかなか就職先がないからといって、就職活動でそっちにすごく関心がいきながら、司法修習をやらされている。しかも、それも非常にコンパクトにまとめてあるのかもしれないけれども充分ではない。特に、弁護士さんたちのところでは大変という声はすごく聞いたんですが、検察辺りでもすごく苦慮されているのではないかと思います。裁判所のところも、修習2か月ぐらいで修習生が裁判の実体験などを本当にできているのだろうかというと、未消化部分が非常に多いような気がします。ここはもうくまなくいっているという具合に余り議論にならなかつたような気もするんです。私も文書で出しましたように、ここはもうくまなくいっているという具合に余り議論にならなかつたような気もするんです。ここはもうくまなくいっているという具合に余り議論にならなかつたような気もするんです。私も文書で出しましたように、ここはもうくまなくいっているという具合に余り議論にならなかつたような気もするんです。ここはもうくまなくいっているという具合に余り議論にならなかつたような気もするんです。

○佐々木座長 どうぞ。

○井上委員 これまで余り議論がなかったのは事実で、それを反映した結果だろうと思います。修習については、私も、実務への架け橋の一番大事なところだと思っているのですけれども、田島委員が言われた前期相当分は法科大学院でやるはずだというのは、誤解です。審議会で提言をまとめた段階では、司法修習の内容というのはまだ決まっていらず、むしろ、法科大学院における実務教育の在り方やその整備状況を踏まえて、司法修習の内容を決めていくことであったのです。しかも、法科大学院のカリキュラムを御覧になれば分かると思うのですけれども、現状でも一杯一杯なうえ、法律基本科目について十分ではないと言われているため、その点を充実させていくことになりますと、前記修習に相当するようなカリキュラムを組むというのは、現実論としてほとんど無理だと思います。ですから、修習の方で中身を更に充実させていく工夫をしていただくしかありません。法科大学院側での修習との連携の在り方については、当初は実務教育といつても、法科大学院に来られて担当される実務家の方たちもどういうことをやればいいのか、理解が必ずしも統一されていなくて、ばらばらでしたが、それをできるだけ齊一にするように、修習関係者と意見交換を積み重ねるとか、コアカリキュラムと策定するとかという努力を行ってきた結果、当初に比べればかなりよくなっていると思います。むろん、それをもっと充実させるべく、さらに工夫していくことが必要なのは確かです。

修習の中身については、全体の修習期間を1年に短縮せざるを得なかったものですから、法曹三者各々の修習期間が極めて短くなっている。その意味で、前と比べれば、例えば検察修習などでも、ある程度の事件をずっと継続して見るというのが難しい等々、いろいろ難しい状況になっていますので、修習の実効を挙げるには相当工夫していかないといけないと、私も思います。

最後にもう一つ、OJTについては、裁判所も検察庁も、新任時に研修等をかなりやれますけれども、弁護士会の場合は必ずしも組織としてできているわけではないので、そこ

のところを、修習ともう少し連携ないし連動を強めることを図っていく道はないのかなと、そのように感じています。

○佐々木座長 田中さん、どうぞ。

○田中委員 今出された御意見については、これまでに議論が不足していたために出されたものであろうということでございましたので、意見が不足したままでパブリックコメントに付する手続を経るというのは問題であろうという観点から、かつて裁判官としてあるいは司法研修所教官として、こういう問題に携わった者の一人として、若干補足的に説明をさせていただこうと思います。

裁判修習などでは、司法修習生に事件記録の検討をさせたり、あるいは法廷における訴訟手続を傍聴させたりして、これに基づいて事実認定とか法律問題についての検討ペーパーを作成させる。これも、裁判官になる人が一部にすぎないので、昔のように全員に対して法令の適用を具体的に起案させるといったような非常に技術的な面を修得させることはなくなってしまっておりまして、基本的には、ものの考え方、汎用的なものの考え方を教えるといったスタンスの修習内容になっていると思います。民事事件であれば、和解案ないしその要点を作成させたり、議論した上で、事案の判断に関わるサマリーペーパーのようなものを提出させてそれを添削するといったように、修習生の力量の向上をそういう形で図っている。それから、裁判所の場合は、事件も係属しておりますから、指導の材料に事欠くということもそれほどございませんで、各部のベテランの裁判官と中堅の裁判官と若手の裁判官が、それぞれ、組織的に、修習生に対してフェイストゥフェイスの法曹養成教育をしている。そういう実情にあるわけであります。そういう意味では、非常に濃厚な修習が裁判所において行われていると思います。

ただ、外部の人が修習の実情に関わるいろいろな現象を見聞きして、これこの点が不足しているのではないかとの一定の感想を持たれることも十分考えられるわけですが、どうしても個人レベルで見聞きしたことにはいわば情報の真空地帯というものがありますから、そういう意味では限界があろうかと思います。検察修習等も含めて実際の修習がどうなのかということについて言えば、その点はかなり具体的な内容に立ち入ることになりますので、修習の現場における具体的な状況に関する実証的な検証を踏まえて、その改善を図っていくということが大切であろうと思います。その上で、実相に即した議論をすることが求められているのではないかと考えております。

そういうことからすれば、この司法修習の内容については、法曹三者、法科大学院関係者あるいは有識者などから成る司法修習委員会で、修習の状況を踏まえて、その改善に向けて、それなりの実務的な議論をしていく。そういう議論の蓄積を踏まえて、更に検討していく。これがものの順序だろうと思います。実際にやっている修習の内容をこの場で各論的に議論することは、議論の場としてはややふさわしくないのかなということでございます。

それから、もう一つ、委員の方から法科大学院での教育というものが非常に問題であるということ、特に連携の問題について御意見がありました。これも先ほど言いましたように、情報の限界ということはあるかと思いますけれども、実際に関わっている者の認識としましては、それぞれの部署が相互の連携を意識して、システムに沿ってやっているということでありまして、法科大学院に多数の実務家が教員として送られて、実務への導入

教育も行っているわけであります。これは従前の前期修習そのものを法科大学院でやるという仕組みではないものですから、全くそれに代わるというものではないのですけれども、相応の成果を挙げているというところは大方の認識だろうと思います。

それから、研修所の方も、法科大学院向けの教材を作ったり、教官が、事実上、法科大学院生向けの書籍の発刊をアシストしたりとか、そういう協力をしておりますし、法科大学院における実務導入教育と、臨床教育である実務修習というのは、この間非常に深化してきているなというのが大方の見方であろうかと思います。

連携の問題に関連して、前期修習が充実していないのではないかという見方も確かにあるわけですけれども、これは修習生に何を、どこまで求めるかということと関係しておりますし、実務的なスキルをOJTより前に十分に備えさせて、その上で実務につかせるのだという発想からすると、確かに昔のような期間が必要であるという意見も十分に分かるわけですけれども、そこは先祖返りしていいのかという問題がございます。新しい革袋に新しい酒を盛るというシステムができたわけでございますから、そこでは現在の法曹養成というのは、法廷に限らず、企業その他我々が議論したような幅広い分野で活動する法曹の養成が求められているのだと。このように新しい革袋が我々の前に出てきているわけでありますので、そういった意味で、新しいお酒として、司法修習の場面でも法律文書そのもののスキルフルなというか、テクニカルな面での書き方を教えるというよりは、実際の事件に基づいた法文書作成の機会に、事実調査能力とか、法的分析能力とか、事実認定能力とか、そういう汎用的な能力を涵養するための様々な意識的な工夫が主として求められている。そういう意味では、例えば弁護修習において、修習生に起案をさせても、なかなか法文書一つ書けないといって疑問を持つ人がいるかもしれませんけれども、全体的に見れば、テクニカルな面についての教育は実務についてのOJTに任せてよい部分もかなりあるのではないか。そういうことでございます。新しいシステム、新たな法曹養成プロセスの下で、基本的に求められているものは何かということを、我々は認識する必要があるのではないかと思っております。以上です。

○佐々木座長 ちょっとよろしいですか。私は電話を1本かけさせていただいて、その間、あるいは鎌田委員に代わりをやっていただくということで、続けていただいてよろしいでしょうか。

○鎌田委員 進行をさせておけばいいと。はい、かしこまりました。

○佐々木座長 ええ、進行させていただければ。ちょっと失礼いたします。すぐ戻ってきます。

○鎌田委員 それでは、丸島委員。

○丸島委員 法曹養成制度の検討は、どうしても法科大学院問題がメインのテーマになるものですから、司法修習の問題は、いつもこういう最後の時間帯になるのですが、改めて修習は、きちんと議論すべきテーマだと思います。修習を所管されている最高裁におかれでは、どうしても与えられた条件の中で一生懸命やっているということを強調してお話しになるということになるのはやむを得ないところですが、しかし、法科大学院制度の整備充実の度合いとあわせて、司法修習の在り方も隨時見直していくというのは審議会意見書の立場もありますので、隨時見直す作業をどう進めるのかということで、もう少し情報をオープンにしながら、法科大学院の問題と同じように、多くの人の関心の下で議論を進める

必要があるだろうと思います。

まず、連携の問題について言えば、もとより単純に従前の前期修習ということにはならないというのはそのとおりだと思います。しかし、将来的には、法科大学院が一定部分の臨床教育を含めてもっと充実してやれるようになればよいと思いますが、短期的にはなかなかそこまではいかないという段階で、相互の連携をよく意識しながら、導入修習というものについて、その期間・内容を含めて、きちんと位置づけ、さらに強化する方策を引き続き検討したほうがよいと思います。

二つ目に修習の内容ですが、ここに記載が、選択型修習だけ書いてあるので、いかにも内容的に不足していると思います。期間が1年に短縮され、それから相互の連携も必ずしもうまくいっていないところもあると指摘され、実務修習の期間がそれぞれ2か月で、一つの事件を最初から最後まで全部通して見ることができないということもあり、あるいは検察現場では、なかなか数多くの事件に当たることも難しい状況にあるとのお話を聞きます。したがって、どうしても座学的なことや傍聴的なことが多くなるという指摘もあります。そういう意味では、修習の1年は、その後のOJTと連携して考えるべきだとも思われます。弁護士の場合は、弁護士になった後は独立して仕事をしながらのOJTであり、その前の修習というのは、独立して職務行為ができるわけだから、指導担当者の下でOJTをしているのだというぐらいの意識で、もう少し実務に即して実務に責任を持って関わるような修習内容にするということだと思います。全体的には修習内容あるいは修習生の位置づけなども含めて、もっと実務に即したものにするという観点からの検討が必要だと思います。これはまた、引き続き先ほどのフォローアップ組織のようなところで、検討の場を設けて行うべきだと思います。

○鎌田委員 それでは、和田委員、どうぞ。

○和田委員 私は、司法修習から前期修習を削る際に、少なくとも多くの人の言わば暗黙の了解事項として、前期修習に相当することは恐らく法科大学院でできるだろうということがあったと思います。もし井上委員がおっしゃるように、それは誤解である、法科大学院ではできないというのであれば、そこにはそれこそ大きな連携不足、連携の断絶があると言わざるを得ないと私は思いますので、私は、前期修習を司法修習として復活させるべきだと思います。以上です。

○鎌田委員 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私はかつて検察教官として司法研修所にいた者ですけれども、この司法修習の内容にいきなり選択型実務修習の話だけが出てきた。これは違和感があって、先ほど丸島先生がおっしゃったようなことと全く同様です。

先ほど来検察修習の話も若干出ましたので、私が把握している範囲で申しますと、相当な危機感を私たちはみんな持っています。かつてのような前期修習がないものですから、実務修習の期間は大体2か月ぐらいですけれども、その現場で最初の2週間ぐらいは導入教育のようなことをしている。そうするともう残りは1か月半。1件の事件を実際に、取調べ修習などというのは昔からあるんですけども、調べられるか、調べられないかぐらいのような状況だと。つまり、非常に形骸化しているといいますか、実りのないものになっております。

昔から、検事になる多くの者は、実務修習をして初めて、検事というのはこういう仕事

をするのか、面白いなと思ってなったりする。それからもう一つは、ならない者も、弁護士になったり、裁判官になったりする者も、検事はこういう物の考え方をしたり、こうそういう組織なんだということをみんな見て、それなりに信頼関係といいますか、そういうものがてきた。それは非常に重要な場だと思うんです。今は、期間が短い。これはしようがない。数が多い。これも仕方がないことですけれども、問題が全くないとか、問題が少ないというわけではなくて、問題は非常にあろうかと思います。ですから、これは引き続きいろいろ検討して、もっと実のあるものにするためにはどうしたらいいかということを考えていかなくてはいけないと思います。

○鎌田委員 席を外していらっしゃる間に……。

○佐々木座長 どうぞついでにやっていただいて。いや、分かりました。今、どなたからの後。

○鎌田委員 丸島委員と和田委員と伊藤委員から話を伺って、法科大学院との連携の問題と、それから修習自体の問題と、二つの点で御意見を頂いたところでございます。

○佐々木座長 田島さんも手を挙げていたんだけれども。はい。

○田島委員 今、田中先生がお話しされたようなことというのは、裁判所からいろいろ御指導いただいたときも相当丁寧にお話しいただいたのですけれども、どうしてもわからない。というのは、実際、検察官とか弁護士さんたちとかにいろいろ聞くと、一番皆さんが言わるのはこの修習のところなんです。本当にこの修習のところをもっとしっかりやらないと、これは大変だと。現実に私たちもここはすごく大事なところだと思うんですけども、案外ここはこの検討会では余り議題にならなかったような気がするんです。

○佐々木座長 議題にしたということはあります。

○田島委員 したときにはちょうど私は休んでいたんです。それで、後で議事録を見せてもらって。

○佐々木座長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 4時から外で会議が始まりますので、ちょっとそろそろ失礼しなければいけないんですが、法科大学院と司法修習との連携ということで言いますと、かつては弁護士の皆さんを中心にして大変不満が多かった。そこで一番多かったのは、弁護士修習に来たときに、訴訟記録を渡して準備書面を作らせようとしたら書けないという類いのものだったのでけれども、法科大学院にそういった準備書面の書式まで勉強することは求められていないし、それから先ほど田中委員から御紹介がありましたように、裁判修習でも、全ての修習生が判決文まで書くことは求められていない。要するに、何と何が一番重要な点であるかを見出して論理的に整理することまでを修習の目標にしているわけです。法科大学院では、その前提となる基礎的な理解力と論理構成力を身につける。そして、それを実務に応用していくのは、一部の法科大学院ではリーガルクリニックその他で実際に書面を作ったりしていますけれども、それを共通に全員がやるわけではないので、それを前提にして実務修習の中で実務との接点を作っていただく。そして、その到達目標もかつての司法修習とは違うような形になったということについては、かなり浸透してきたと思います。全国統一の導入修習をやるようになって、各単位弁護士会の間の認識のずれも解消してきていると私は認識しておりますので、それほど大変な問題があるというわけではない。しかし、なお改良の余地はあると思いますけれども、それほど問題だらけだということでは

ないと考えております。

○佐々木座長 議論が多いところから見て、いろいろ課題があるということはわかったのですが、どのように書くかについては、この箇所については、丁寧に見直しをして検討させていただきます。

継続教育のところは、特にもうございませんでしょうか。

それでは、これで終わると思うのはちょっとまだ早いので、実は「はじめに」の部分あるいは全体を通じての御意見も伺っておかないといけないものですから、先ほど来少しづつ出てはいるのだけれども、こういう点を気を付けるとか、こういう点を強調すべきだとかという話は出ていますけれども、余り長い御指摘というよりも、ズバリと、こういうことを是非頭に入れて作業してくれといった御注意、御指摘があれば、是非頂きたいと思うんですが。丸島さん。

○丸島委員 「はじめに」の部分ですが、従来から申し上げているのですけれども、ここでは法曹養成の問題を検討しているということで、やむを得ないところもありますが、審議会意見書の立場にもう一回きちんと立ち返り、司法制度改革の全体を視野に入れた総論部分が必要だと思います。つまり、審議会意見書では、司法制度改革の基本的理念として、司法の役割、法曹の役割、国民の役割ということをきちんと整理し、正に司法が立法・行政の政治部門と、並ぶもう一つの大きな公共性の柱だというところから始まって、そのために司法の役割や機能を大幅に拡充するのだということを高らかに述べているわけです。これは、社会や国の在り方を大きく変えるという展望の中で司法の機能強化と法曹の活動領域の拡大が必要であり、それを担うための法曹の養成はいかにあるべきかという脈絡で続いているわけとして、その司法制度改革の全体像の中での法曹養成の位置づけを総論としてきちんと書くということが大事だと思います。そういう意味で、「はじめに」の書き出しの総論部分は、さらに工夫をしていただきたいと思います。

それからもう1点は、この検討会議の議論の具体化や制度化について、今後どのように進めるのかということが大きな課題として残っていくわけで、そこを最後にどの様な態勢で取組むのかということについて書き込まなければいけないと思います。この間の議論で明らかのように、新たな制度について、いろいろ未熟なところもありながら改善を図りつつ整備をしてきているわけです。法曹養成の課程全般にわたり、所管があちこちにあって、それは法科大学院の問題か、修習の問題かに始まって、相互の関連性・一体性を確保すべき課題があります。法曹養成課程の全体を、責任を持って、総合的に、現状をきちんと検証して、全体を後押しして前に進めるという観点からのフォローアップ組織を作って、引き続き具体的な措置を図っていくということを今後の進め方として明らかにしていただきたいと思います。

○佐々木座長 ほかに。和田さん、どうぞ。

○和田委員 一般論として、「取りまとめ」ですから、多数意見を中心にまとめるというのは当然だろうとは思います。しかし、個々の論点について、多数説のほか有力な反対説もあるのであれば、パブリックコメントの募集をするに際しては、一般の方に一層深く考えていただくために、場合によっては両論を併記するとか、そうするまでもない場合についても、そのような反対説について一定程度触れるということは必要なことではないかと思います。先ほどの給費制か貸与制かという論点などはそうだと思います。

それから、この「取りまとめ」自体というよりも、パブリックコメント手続のことなんですけれども、その時期は4月半ばから5月半ばということになります。ただ、今年の司法試験が5月15日から19日まで行われるということを考えると、今年の受験生は、パブリックコメントを提出することが事実上極めて困難な状況にあることになります。これは、もちろんまたまそくなっただけであるとは思うんですけども、法曹養成制度の利用者の重要な層の人たちから十分な意見表明を聞くことができないというのは、残念なりません。したがって、提出されるパブリックコメントも、そのような状況のものであるということは念頭に置くべきであると思います。そのことだけはあらかじめ申し上げておきたいと思いました。以上です。

○佐々木座長 ほかに。

ありがとうございました。今日頂きました御意見につきましては、今日は、どうする、こうするということについては、具体的な方針をいちいち示すだけの準備と余裕がございませんでしたが、次回までに皆さんの御意見というものを反映すべく、可能な限り努力したいと思っております。また、もし本日の御意見について言い残した点や補足がございましたら、事務局に御連絡いただければと思います。修正した案につきましては、次回以後の会議の前に送付させていただき、次回の会議で再度議論を行った上で中間取りまとめとしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、先ほどの和田委員から御発言がございましたように、いわゆる違った意見の取り扱いをどうするかということではありますけれども、前回申し上げましたように、論点によりましては両論併記的な書き方をたくさん並べるというわけにはちょっといかないというのが最初に申し上げた点であります、その点を念頭に置いた上で、どういう扱いをするかということについては、具体的に処理を考えさせていただくしかないかなと思っております。

そういうことで、今日はたくさん御議論いただきまして、ありがとうございました。いずれにしても御苦労をおかけしますけれども、次回もよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から次回の予定をお願いします。

○松並官房付 次回は4月9日火曜日午前10時から午後0時まで、場所はこの第1会議室でございます。詳細は追ってお知らせいたします。

なお、次回までの期間は短いため、中間取りまとめ案について補足の御意見を出される場合は、申し訳ございませんが、事務手続の関係上、3月29日金曜日午前中までに事務局まで御連絡いただければ非常に有り難いと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 どうも本日は御苦労さまでございました。ありがとうございました。

—了—